

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和2年3月5日)

○ 山口智也委員長

皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、連日大変お疲れさまでございます。本日、最終日でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は環境部について審議をさせていただきます。

まず冒頭、部長のほうからご挨拶をお願いいたします。

○ 田中環境部長

おはようございます。環境部でございます。

本日は当初予算、それから補正予算、それから議案が1件と、それからあと協議会を2件お願いさせていただいております。来年に向けて、いろんな動きを盛り込んでおりますが、どうかこの審議の中でまたいろんなご提言とか、そういったものいただければ幸いです。どうかよろしくお願いいたします。

○ 山口智也委員長

どうもありがとうございます。

まず冒頭ですけれども、今回の環境部は、決算を受けての提言に関する取り組みがございますので、スポーツ・国体のときと同じように質疑を3分割させていただきまして、まず冒頭、追加資料のあった部分、その次に、追加以外の部分、最後に、提言シートに係る部分について質疑を受けさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 山口智也委員長

それでは、まず初めに、追加資料の説明を求めます。

○ 市川環境保全課長

環境保全課、市川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、タブレット端末006、環境部（関係資料）の22分の4ページをお開きください。

まず、大気常時監視測定局の適正配置の考え方についてでございます。

本市の現在の大気汚染、大気常時監視測定局の配置でございますが、大気汚染防止法に基づきまして、二酸化硫黄などの物質について連続監視してございます。現在11の測定局で監視しておりますが、これは平成14年度に適正配置の検討を行いまして、その結果に基づきまして配置をしてございます。

その検討から17年が経過する中、市内の道路交通状況や、コンビナートの燃料変換などが変化する中、今後10年間の工場や事業所、船舶などからの発生源を見据えた新たな測定局配置のあり方について今年度検討をしてございます。

2にお示しするのが、市内の大気汚染物質の状況でございます。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の経年変化のグラフをつけさせていただいておりますが、いずれの物質につきましても、環境基準を達成できており、全国の大気環境と比べましても、ほぼ平均的なレベルで推移している状況でございます。

また、今年度を実施しております適正配置の検討に先立ちまして、平成29年度から平成30年度に、羽津中学校と水沢浄水場の2カ所におきまして、移動測定車によります測定も実施してございますので、それぞれの平均濃度も表示させていただいております。

まず、二酸化硫黄でございますが、この物質は四日市公害の原因物質でございましたが、総量規制や、企業みずからが、燃料や、低硫黄化したり、また、脱硫装置を導入するなどいたしまして、本市の大気環境を大幅に改善されまして、昭和51年度以降環境基準を達成できており、このグラフのように現在も良好な状況で推移しておるところでございます。

また、移動測定車によります測定結果も、0.002ppmから0.003ppmと、非常に低い数値で値でもあり、常時監視測定局と同様の値でございました。

続きまして、二酸化窒素でございますが、この物質は工場等の影響というよりも最近

自動車排ガスの影響が大きいと言われている物質で、平成17年ごろまでは横ばいで推移してございましたが、それ以降は、自動車NO_x・PM法の規制効果、また最新規制適合車への買いかえなども進みまして、特にここ数年は下降ぎみで推移をしており、全ての測定局で環境基準を達成しているという状況でございます。

また、移動測定車の結果につきましても、0.007ppmから0.011ppmと、常時監視測定局の一番低い測定局と同程度でございました。

次に、浮遊粒子状物質でございますが、粒子状物質のうち、粒子の大きさが10 μ m以下の空气中に浮遊している物質でございますが、二酸化窒素と同様に、平成17年ごろから大気濃度は減少傾向で推移している状況でございます。なお、移動測定車の結果につきましても、常時監視測定局の一番低い測定値より低い濃度であり、問題がないという数字でございました。

22分の5ページをお開きください。

移動測定車によります大気測定の期間及び地点や測定項目でございます。

適正配置の検討に向けまして、平成29年から2カ年に分け、各季節ごとに市内2カ所で常時監視測定局に設置してございます同様の測定機器を測定場所に配置し、二酸化硫黄などの物質について測定を行いました。

その結果につきましては、先ほども申しましたが、11の測定局と同水準もしくはそれよりも低い数値でございました。

3の測定局の考え方でございますが、常時監視測定局につきましては、全国約1870カ所の測定局がございますが、国において配置に一定の基準が定められております。それが、大気汚染常時監視測定に関する事務処理基準でございます。市の人口や面積、環境濃度レベルなどを考慮して、測定局の配置数を定めることとなっております。

その事務処理基準に基づいて、本市に必要な一般環境測定局を算出いたしますと、測定項目によって必要な局数は違いますが、表のように、二酸化窒素で測定局数は5局という結果になりました。

また、他市の測定局の配置状況を表に示してございますが、本市と同じような人口を有しております近隣の市の測定局の配置数でございます。ごらんいただくとおわかりのように、本市は自排局、一般局と合わせると11局の測定局を配置してございますが、一方で、他市の配置状況として最も多い測定局を有するのが豊橋市で、7局という状況でございます。

また、現在進めております検討業務では、市内おおよそ1 km角に分割して約二百数十の地点ごとに、現在の大気環境を、10年後の大気予測を踏まえ、かつ風向や風速、気温や降水量などの気象条件を当てはめた予測では、一般局として、市内の大気環境を把握するには、おおむね3から4の地域に測定局を配置することによりまして、おおむね大気状況を把握できるという結果になってございます。

これらの結果だと、今後、適正配置検討業務の結果がまとまり次第、環境保全審議会でお諮りをするとともに、常任委員会の場でご説明をし、関係する自治会とも意見交換をしながら、適正な大気環境の監視に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、22分の6ページをお開きください。

霞ヶ浦地域公災害防止協議会のメンバー及び覚書に基づきます委員・参与の資料を準備させていただきました。

ことし1月時点の霞ヶ浦地域公災害防止協議会の委員・参与名簿です。

当協議会でございますが、昭和46年に設置されております。22分の7ページに、その覚書をつけさせていただいております。この覚書に基づきまして運営されておりますが、現在東ソー株式会社によりまして協議会が運営されており、定期的に年2回開催しております。

委員構成でございますが、地元委員代表といたしまして、羽津、富田、富洲原の3地区から3名ずつ参加いただき、企業代表者といたしまして、第3コンビナートに立地しておりますコンビナート企業等14社、また、学識経験者1名の計24名が委員として参加してございます。

また、参与といたしまして、本市から副市長を初め、消防長など、市職員10名のほか、羽津、富田、富洲原の各消防団分団長に参加いただいております。

当協議会では、各企業が実施する定期修理報告や、コンビナート企業が発災した場合の事故報告、また再発防止策など、新規事業計画についても各企業からの報告がなされ、地元委員らとの意見交換を行っておるというところでございます。

続きまして、22分の9ページをお開きください。

スマートシティ構築促進補助事業におけます対象設備の設置費用や補助率、耐用年数でございます。

地球温暖化を推進していくとともに、エネルギーマネジメントが高度化されたまち、スマートシティの構築を目指しまして、創エネ、蓄エネ、省エネの導入に対しまして、補助

金を交付して奨励してございます。

補助対象設備と、それぞれの補助額及び昨年度の実績によります平均の設置費用及びその補助率、耐用年数について表にまとめさせていただきました。補助額につきましては対象設備によって違いますが、例えば太陽光発電設備や燃料電池設備につきましては一律3万円。燃料電池につきましては5万円のほか、表にお示しいたします補助額を補助してございます。

また、それぞれの設置費用でございますが、こちらに記載の平均設置費用は昨年度に交付いたしました実績の平均の設置費用でございます。

例えば、太陽光発電設備や蓄電池につきましては、各家庭によって設置する設備の能力や容量に差がございますので、1kwの発電能力及び蓄電能力に係る単価も括弧に記載してございます。

地中熱及び来年度から補助する予定の電気自動車等充給電設備、V2Hにつきましては、本市では実績がございませんので、補助実績のある豊橋市の設置費用の平均を記載してございます。また、補助率といたしまして、平均設置費用を本市の補助額で割った値を補助率欄に記載してございます。

補助率は対象設備によって違いがありますが、他市の補助金などを参考にしながら、補助額を決めて奨励しておるというところでございます。

耐用年数でございますが、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づいた耐用年数を記載してございます。下の図は、本市環境計画に記載してございますエネルギーマネジメントシステムを活用した効率的なエネルギーマネジメントのイメージ図でございます。

エネルギーマネジメントにつきましては、簡単に説明させていただきますと、電気などのエネルギーの使用状況をまず見える化いたしまして、その見える化したエネルギーの使用状況をIoTなどを用いて分析、また制御しながら、削減可能なところを見つけ、経費削減につなげるといったシステムのことでございます。

図の中央に大きなビルがございしますが、このビルはエネルギーのコントロールを担うセンターであり、ここで地域が使用しているエネルギーをネットワークを通しまして、まず、データを集約いたします。そして、エネルギー消費を見える化し、いつ、どの施設で電気などのエネルギーを使用しているのかなどを解析いたしまして、無駄や改善の余地を分析することで、具体的な削減の取り組みを実施するというものでございます。

例えば、省エネにはさまざまな方法がございますが、最も多い時間帯の使用量を分析いたしまして、基本料金を抑えるといったことをピークカットと言っております。この方法は、企業とか一般家庭でも多く取り入れられている方法で、電気料金の基本料金を下げるのに有効な手法であり、このようなことを分析して具体的な対策を講じるということになります。

また、蓄電池を導入することによって、削減するという方法でございますが、使用電力の少ない時間帯に蓄電池を充電しておいて、使用量の多い時間帯に放電することで、電力会社からの購入する電力を抑えるといったこともできます。

さらに、各家庭におきましては、ゼロエネルギーハウスやHEMSの導入によりまして、エネルギーの購入を抑えた住宅が普及し、エネルギーの自給自足が進むということが予想されており、こういった技術が今後2025年までに2倍以上に成長する市場としても非常に注目をされてございます。

このように本市が燃料電池や蓄電池、HEMSといった設備を奨励することにより、さらにIoTの活用とか、ゼロエネルギーハウスなどの技術と相まって、エネルギーマネジメントが高度化されたまちとなると考えてございます。またV2Hの導入を促進することによりまして、レジリエンス力の高いまちにつながるということも期待してございます。

続きまして、22分の10ページをお開きください。

クールチョイスについてでございます。

まず、クールチョイスでございますが、温室効果ガスの削減に向けて、市民や事業者が一致団結して、低炭素な社会づくりに向け、知恵や技術を結集して、みんなで楽しく情報を共有し、発信していこうという国民運動でございます。

例えば、日本が世界に誇る省エネ、低炭素型の製品、またサービス、そして行動など、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促すことによりまして、地球温暖化防止の意識向上を図るといった取り組みでございます。

本市は、平成30年3月に環境計画を改定いたしまして、四日市市地球温暖化対策実行計画を新たに定めて、その目標達成に向け、さまざまな取り組みを進めているところでもあり、その一環として平成30年4月にクールチョイスを宣言いたしました。

主な取り組みといたしまして、平成30年度及び平成31年度に実施いたしました啓発事業などを記載してございますが、イベントを開催するなど、さまざまな機会を通して賛同を募ってまいりました。その結果、これまで市民683名のほか、企業、団体117から賛同を得

ておるといふ状況でございます。

来年度の取り組みでございますが、環境計画を策定するに際しまして、今年度、市民アンケートを実施いたしました。市民とか事業者、大学生、それぞれからの回答をいただきましたが、市民への問いの中で、現在どのような環境問題に関心があるのかといった設問に対しまして、地球温暖化に関心があるとの回答をいただいたのが76.5%ございました。

このように、地球温暖化問題につきましては、市民の関心も高く、市民とともに脱炭素化を進める絶好の機会と捉えており、本市が低炭素化について、あらゆる情報を提供することによって、我慢や不足を強いるのではなく、自然と地球温暖化の抑制につながるような啓発が今後さらに重要になってくると考えており、しっかりと情報提供などを進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

続きまして、来年度の主な取り組みを記載してございますが、引き続きコンビナート企業と連携した小学校への出前講座、また、グリーンカーテンなどでの啓発を行うとともに、環境フェアや四日市公害と環境未来館の企画展、そして食ロスなどのイベントを活用いたしましたクールチョイスの推進、また、来年度は環境計画を推進するために、さまざまな分野の関係者で構成するプラットフォームを設置する予定でございます。その中で、市民や事業者の理解を深め、自発的な行動を促してまいりたいと、このように考えてございます。

さらに、コンビナート企業への働きかけ、そして、自動車学校にもお願いをし、免許を取得する若い世代にも、エコ運転が安全にもつながり、ひいては環境にも優しくなるといった意識の向上も図ってまいりたいと考えてございます。

市民の皆様が、地球温暖化対策を自分のこととして考え、行動につなげていただけるよう、あらゆる機会を通して呼びかけてまいりたいと考えてございます。

22分の11ページをお開きください。

国際環境協力推進事業についてでございます。

本市と天津市は、昭和55年に、教育や文化、経済など広い分野での交流をする友好都市提携を締結いたしました。それ以降スポーツなど、さまざまな交流を図っておりますが、とりわけ環境に係る交流につきましては、平成5年から受け入れ研修をいたしまして、天津市の行政職員などを招へいたしまして、四日市公害の歴史や教訓など、本市の環境施策についての講義、また、コンビナートを初めとする工場、事業所への見学や事業者の環境への取り組みを、事業者の担当者と意見交換をするなど、天津市との交流を図っておるといふところでございます。

また、現地セミナーといたしまして、各テーマに合わせました講師を派遣し、講義や意見交換を行うなど、さまざまな環境問題について、改善に向けた交流を図っているというところがございます。

2は、最近の天津セミナーのテーマでございますが、大気汚染防止対策や土壌汚染対策など、日本の法制度の仕組みや、本市の環境改善の取り組み、また、企業独自の環境技術などを紹介するとともに、天津市の環境規制や、その改善に係る問題点などについても意見交換をし、国際環境交流事業を行っておるというところがございます。

また、予算の執行状況でございますが、過去5年間の当初予算及び決算額を記載してございます。決算額でございますが、講師の費用や受け入れ研修の滞在費などにつきまして、天津市に負担をしてもらうなど、研修生の人数の拡充を図り、交流を深めております。

このように環境交流事業を通しまして、天津市の大気汚染対策など、環境改善の一翼を本市が担っており、国の都市間連携事業に参画するなど、国際環境協力の一翼を担っておるというところがございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 山口環境部次長

環境部次長の山口です。

私のほうからは、四日市公害と環境未来館、展示管理運営事業費の追加資料につきまして説明させていただきます。

タブレットの22分の12ページをごらんください。

令和2年度に展示を予定しております当館の企画展「わたしたちの暮らしとごみ」につきまして、小林委員から具体的にどのような展示となるのか。また、企画展と四日市公害との関係はどの質問を受けまして作成したものでございます。

まず、今回の企画展の展示構成案を企画しておりまして、暮らしの変化によりまして、ごみの扱いも変化しており、江戸時代から昭和初期、さらに高度経済成長期を経まして、大量生産、大量消費の時代に起こった問題について言及していきます。

また、現在のごみ処理としまして、クリーンセンターの施設紹介、それから、現在のごみ減量への取り組みを紹介していきたいと思っております。

展示につきましては、自由に触れることのできるハンズオン展示や、わかりやすい映像資料を用いまして、あらゆる世代が体感して楽しめるよう工夫していきたいと考えており

ます。

さらに、今日的な課題である海洋プラスチックごみ、それから食品ロス、災害ごみの問題についても解説しまして、来館者が自発的な気づきを得ることのできる展示としたいと考えております。

また、参考までに、四日市公害と環境未来館が、開館してから5年間の特別展、企画展の変遷を記載させていただきました。さまざまな分野での展示を行ってきておりまして、四日市公害につきましても、平成29年度に判決後45周年ということで公害写真展を、市制120周年記念事業として開催しております。

私からの説明は以上です。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、生活環境課に頂戴いたしました資料の追加資料についてご説明申し上げます。

資料につきましては、22分の13をお願いいたします。

まず、森委員からご請求のありました四日市市クリーンセンターで処理が可能なものに関する資料ということでございましたが、ご存じのとおり、当クリーンセンターでは、従来燃やさないごみとしていたプラスチック類などについても、焼却や破砕処理が可能であり、処理が可能な品目が多岐にわたりますことから、処理ができない、適さないものをまとめさせていただきましたのでご理解をお願いいたします。

資料につきましては、汚泥に関します内容と、搬入禁止物一覧を記載させていただきました。

先般、2月4日には山口委員長を除きます各委員のご出席のもと、朝明広域衛生組合議会が開催されました。その際にも森委員からは、し尿処理した後に発生する脱水汚泥の処理についてご質疑がございましたことから、今回の資料追加につきましては、汚泥の処理にフォーカスした内容で作成をいたしました。

本市のクリーンセンターの焼却炉は、シャフト式熔融炉と呼ばれるタイプの焼却炉でございます。このタイプの焼却炉は、液状の廃棄物の処理が苦手でありまして、含水率、水を含む率が80%以上の汚泥を投入した場合、資料にも記載しましたとおり、さまざまな問題が生じるおそれがございます。そのため、含水率が85%程度ある朝明衛生センターの汚

泥につきましては、処理をお断りしている状況でございます。

続きまして、資料22分の14をお願いいたします。

伊藤委員からご請求がございました不法投棄監視カメラの設置場所と不法投棄の件数をまとめた資料でございます。

上半分に、市内を24地区に区分けしたところに、カメラの設置場所を落としたものがございます。

令和元年度及び令和2年度に増設するカメラにつきましては、昨年の決算議会でのご議論を踏まえまして、全方向を撮影できるカメラを設置することとしております。

設置場所としましては、まず、今年度、令和元年度ですが、楠町の吉崎、記号で申し上げますとAの部分になります。これの海岸付近に設置することとしております。

これは、海岸でバーベキュー等をされる方々の中に道具や食器、食べ残しをそのまま放置する者が見受けられることなどから、設置の要望があったものでございます。

また次年度、令和2年度につきましては、既に監視カメラを設置しているにもかかわらず、不法投棄が発生しております西大鐘町、山村町、川北町の北部エリア3カ所、記号で申しますとBとCとDでございますが、それと設置要望がございます川島町記号Eでございます。こちらに設置を予定しております。

なお、令和3年度以降につきましても、増設した監視カメラの抑止効果も勘案しながら、順次設置場所を選定し、引き続きカメラの増設による抑止力向上を図ってまいります。

次に、資料22分の15ページをお願いいたします。

こちらでも伊藤委員からご請求のありましたクリーンセンターにおけるごみ処理量とごみの組成、内訳に関する資料でございます。

当施設は、平成28年4月に稼働を開始したところでございますので、平成28年度から平成30年度までの処理実績をお示ししております。焼却に関しましては、稼働初年度の平成28年度に比べまして、やや減量しております。破碎処理につきましてはごらんとおり、減量傾向が続いている状況でございます。

クリーンセンターにおける処理量全体としましては、わずかながらの減少となっておりますが、資料にはございませんけれども、南部埋立処分場での処理実績と合わせますと、平成30年度では10万2119tとなり、年間の処理量を10万t未満にするという、私どもの目標は残念ながら達成することはできませんでした。

次に、ごみの内訳、組成分析の数値をお示ししております。

この組成分析は、毎月1回行っております展開検査と申しまして、実際に回収したごみ
を無作為に抽出して袋を開きまして、中身を表の左側の区分に従って分類し、それぞれ重
さを計量した結果の年度平均となっております。

表にございますとおり、紙、布類が増加傾向となっており、木、竹、わら類は減少傾向
にあります。一旦台風、あるいは、大雨などの災害が発生いたしますと、大きく変動す
ることもございますので、参考程度にとどめていただければと存じます。

最後に、資料22分の16ページをお願いいたします。

加納委員からご請求のありましたプラスチック製買い物袋、レジ袋ですが、こちらの有
料化に係る国における法制化の流れと、これまでの本市の取り組みについてまとめたもの
でございます。

皆様もご存じのとおり、令和元年12月に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進
等に関する法律、通称、容器包装リサイクル法に関連します省令が改正され、小売業の事
業者は、令和2年7月からプラスチック製のレジ袋を提供する場合は、有料とすることが
義務づけられました。

一方、本市におきましては、これに先立つこと10年、平成22年に市内の大手スーパー等
の小売事業者や、商店街振興組合、三重大学、朝日町、川越町、そして、三重県と協定を
締結し、レジ袋を含みます容器包装プラスチックごみの減量に取り組んでまいりました。

この間、協定に参加いただいている市内の事業者の店舗では、レジ袋の辞退率が約90%
と、全国平均を大きく上回っており、市民の皆様にも十分浸透しているものと考えており
ます。

しかし、いまだ協定に参加されていないスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグス
トア、ホームセンター等では、レジ袋を無料で提供している店舗も多くございます。今回
の法制化により、これらの店舗におきましても、レジ袋を有料で提供することになり、プ
ラスチックごみの減量に一定の効果はあるものと考えております。

しかし、昨今の海洋プラスチックの問題などは、レジ袋やプラスチック容器などの大量
使用が一因であることは私どもも理解するところでありますが、問題の本質は私たち人間
の側にあるのではないのでしょうか。利便性を追い求め、ごみを適正に分別せず、ごみをポ
イ捨てするのは我々人間でございます。たとえ、今回の法制化によりレジ袋の供給量が減
ったとしても、人間の行動が伴わなければ本質的な解決にはつながっていきません。その
ため、事業者や関係機関とも連携し、マイバッグの使用や適正分別、適正排出に向けた啓

発に今後とも取り組んでまいります。

なお、廃プラスチックごみに関するその他の取り組みとしまして、3点ほど記載させていただきました。このような取り組みもあわせて行うことで、プラスチックごみの減量、適正処理に取り組んでまいります。追加資料の説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

重ねて申し上げます。22分の14ページの不法投棄監視カメラの部分の質疑につきましては、後ほど、時間をとらせていただきますので、この点は留保をお願いいたします。

それでは、追加部分についての質疑をお受けいたします。順次、お願いいたします。

○ 加納康樹委員

まず、部長にお伺いをしたいんですけど、一般質問の最終日、土井議員の一般質問を思い出してほしいんですけど、土井議員は壇上で何回となくクールチョイスという言葉を出されて、いろいろと私たちにも問いかけをしてもらいました。に対して、部長の答弁の中でクールチョイスという言葉は何回使いましたか。

○ 田中環境部長

私は、クールチョイスは賢い選択となると、1回、使わせていただきました。

○ 加納康樹委員

そのとおりです。1回しか使っていないです。あれだけ土井さんが何度も繰り返しクールチョイスという言葉も使ってもらったのに、賢い選択、クールチョイスということで、1度しか答弁の中で口にされない。やっぱりやめておいたらどうですか。

○ 田中環境部長

このクールチョイスということございまして、これはいろいろ私どもも、もともと先ほど課長が申しあげましたように、平成27年度6月ですね。国のほうの地球温暖化対策推進本部、パリ協定をにらんだ形で安倍首相が宣言した賢い選択、これを英語表記でクールチョイスという形で言うておるところでございます。

私が1回にとどめてしまったのは、ちょっと質問の時間もあまして、どちらかというと、私がお説明した中ではちょっといろいろ仕込んでおいた部分があるんですけども、具体的なオファーというんでしょうか。項目を今後上げていきたいなということと、国もどちらかというと、そちらの方向、行動のほうをちょっと提示していきたいというようなことが、昨年11月ですかね、そこの会議でも言った、ちょっとそういったことがありましたので、クールチョイスというよりはむしろ具体的な行動を言いたいという思いが少しありました。

それから、その中で少し述べさせていただきたいんですが、関心が高い。76%ほどあるということで、ごみ問題が1番だったんですけども、それに続いてクールチョイス、地球温暖化に対する関心が高いということがございました。

それを見るとちょっと、こんな言い方をすると語弊があるかもしれませんが、私が思った以上に高かったというのが、アンケートの中で思いました。これ、グレタ・トゥーンベリさんの発言とか、いろんなことがあったということも寄与していると思うんですが、そうとなれば、できたら打てば響くのかなという思いがちょっとあまして、そういったことを具体的なことを幾つか提示してそれに乗かっていただけてやっていきたいなという、思いがあまして、少しそういった表現で前回答弁させていただきました。

その中で、どうやっていけばいいのかという、ちょっとアンケートの中身をまだ取りまとめ中で、少し触れさせていただくと答えになるのかなと思ったんですが、クールチョイスという言葉は、今、国のほう、どうやって考えているのかなというと、600万人の賛同者を得たいと、国民の5%ですね。600万人の賛同者を得たい。今、ちょっと見たら919万人のホームページの賛同があったということでございました。

これは、先ほど少し上げましたが、2018年4月ですかね。市に先立って私もこれ、当然賛同せなあかんということで個人登録していますが、そのときにやっぱり9000番台だったんです、まだ。それが900万人に上げたということは、ある程度認知、クールチョイスという形の認知か、それから、二酸化炭素削減か、そこはちょっとわかりかねますけれども、そういった意識の高まりはあるんだろうなと理解しています。

そうしたことも踏まえますと、具体的な行動を少しPRしていきたい。ただ加納委員、ご指摘のあるように、やはり目標は賢い選択、これは間違いないと思いますね。いろんなことをする上で、賢く、全てのことで選択していただきたい、これが究極の目標ですので、具体的な行動とあわせて、賢い選択というのをPRしていくような、そういった形に行き

たいなというふうを考えております。

もっとクールチョイス、クールチョイスと訴えるべきだという委員のご提案もいただいておりますので、そうした組み合わせの仕方、それから受けとめる方もいろいろちょっとございまして、やっているんだけどクールチョイスと結びついていない方というのも結構みえるかなと。皆さん、マイボトル、マイカップされている方もいらっしゃいますし、エコドライブされている、ハイブリッドカーを買われる方もいらっしゃるかもしれません。それもクールチョイスでございますので、そうしたところとうまくつなげるような幾つかパターンを決めながら、ちょっとやりたいなと思っております。そうした中で、この賢い選択につなげるような工夫をしたいと思っております。

それから、もう一つ、昨今、例えばトイレットペーパーがなくなるよというような事象が市内で発生するのを見ると、やはり賢い選択という、いろんところで考えていかなあかなと私も思うので、そうした上手な使い方、言葉の使い方も考えながら、また議員のご趣旨も踏まえながら、いろいろご指摘いただきながら、進めていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○ 加納康樹委員

では、お伺いをしますけれども、勘違いしちゃいけませんけど、私、ずっと言っているのは、別にこのクールチョイスという名のもとにある活動というのか、それは全然否定していないんですよ。クールチョイスという言葉に乗っかるのをやめなさいと言っているだけなんですね。何でかという、あなたたちが言葉も使おうとしないから。だったら別に、そんなのにわざわざ乗っかる必要ない。だって、市長ももうクールチョイスなんて忘れているでしょう。もうARUKUとかしか興味ないじゃないですか。だったら別に、そんなに無理に乗っかる必要ないですよということを、決算のときからずっと言っておるわけですよ。

また予算の中にもクールチョイスのクの字もまたしても出なかったの。だったらもうそのカタカナ言葉に乗るのをやめましょう。実質だけで行きましょうということ言っているんです。

では、改めてお伺いします。この4番のところにある、その市民アンケートのペーパーって見ることができます。

○ 市川環境保全課長

今、中間報告というような形で、こちらに出てきておる段階で、まだ正式な最終的にまとまってはございませんけれども、この質問に対しての、質問の10項目ぐらいの文言に対してのものはございますので、提示させていただけたらと思います。

○ 加納康樹委員

今すぐでも出してほしい。別に私が見たいのは、市民のご意見じゃなくて、あなたたちがどういうアンケート項目、どういうペーパーを起こしているのかを確認したいです。さらに言うと、そのペーパーのフォームの中に、クールチョイスという言葉があるのかどうかを確認したいんです。

○ 市川環境保全課長

さまざまな項目、今、私、手持ちで持っておるんですけども、まず一つ目は、環境問題に対しての関心はありますかという問い、それと、どのような環境問題に関心があるのか。また、関心を持つきっかけは何ですかといった内容。また、環境に関する情報を、今後も得たいと思いますかという。それと、環境問題に取り組む姿勢として、あなたの考えているものに一番近いものはどれですかということで、さまざまな問いに対していただいております。

それと、環境に負荷をかけないため、どのようなことを実行していますかというところで、地球温暖化対策のための国民運動、クールチョイスへの参加についてというところでこちらが明文化して、ここで聞いておるというところがございます。

結果につきましては、意識しておる、実行しており続けるとか、実行していないが、今後続けたいというのが約3割、30%でございました。

一方、実行していない今関心がない、意識していないというのが、57.8%という結果でございます。それと、問いの中で、四日市公害という深刻な公害を経験しましたが、公害に対するイメージはどうかという問いも聞いてございます。

また、そのイメージしておるという項目、大気なのか、水質汚濁なのかという具体的なことにも踏み込んで聞いてございます。それと環境計画、環境について、おおむね10年前に比べてどのように変化していますかという問いもしてございます。

○ 山口智也委員長

クールチョイスという言葉が入っているのかというところをお聞きになっていると思いますけど。

○ 市川環境保全課長

一つの項目で明文化して聞いてございます。

○ 加納康樹委員

ですから、一文字だけ入っていたというところはよかった。それで入っていなければ、もう直ちに、やめなさいというところなんですけれども、そこで一言入っているといた点はまだ救いようがあるとは思いますが、でも、全般を見ると、おまけで一言あるだけの多分アンケートの設定になっているんじゃないのかなと思うので。

もうこの辺にしておきますけど、改めて私がやっぱり思うのは、クールチョイスという言葉に乗る必要は全くない。そのもとにある推進活動というものは、当然やっていただくなくてはならないですけど。市長の思いつきで、ほかから、鈴鹿とかから1年もおくれてやるだけやって、実質市長の頭の中から多分消えている。ですから、どうなんかなど。

逆に私がこうやって言うと、残さなきゃいけないかもしれないというんだったら、もう次の決算のときから触れませんが、こそっと消しておいていただければ、それでもう2度と文句は言わないんですけど。その辺、どう思われます。

○ 山口智也委員長

市長と、しっかりその辺について、継続的にクールチョイスの取り組みが意思疎通がしっかり部としてできているのかということをお聞きになっているかと思えますけれども、そのあたりはいかがですか。

○ 市川環境保全課長

クールチョイスでございましてけれども、あくまでも大上段には地球温暖化対策のための一つの手段としてクールチョイス、賢い選択があるというところがございます。我々、地球温暖化対策のためにはあらゆる手法をもって、何とか少ない中でも日々の活動の中で、

提言をしていただきたいというような推進もしてございますので、その一つの中では、やはりクールチョイスでも一つの選択肢として我々は考えてございますので、引き続いてその言葉を使いつつ、あらゆる選択というところも含めて、あらゆるところでの啓発は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 加納康樹委員

委員長にフォローしてもらったにもかかわらず、結局そんなことしか言えない。それがイコール市長と何もコミュニケーションをできていないということも露呈したので、それだけ確認がとれたから、こんなところにしておきます。

○ 山口智也委員長

そのあたりは、意思疎通をしっかりと継続的にやるようにというご指摘だと思いますので、一回受けとめていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

大気汚染の監視の資料、ありがとうございます。

この資料に書いてあるデータとか測定結果とか見ますと、常時観測しているところと同じレベルの数値が出ているよということが読み取れるんですけども、私がお願いしたのは、そもそも、例えば羽津地区でいうと、沿岸部のほう、もう少し測定したところよりも東側のほうで、泡が車についているときがあったり、また、晴れているのにもかかわらず、雨が降ってきたり、異常なことが、港の影響なのか、クリーンセンターの影響なのかはわからないけれども、羽津地区はその二つに挟まれている地域だと。そこで何か数字的なものが読み取れるように、観測をするべきじゃないのかというのでお尋ねしたんですが、ここは羽津中学校で調べられたというふうなので、少し位置的には違う測定地でされたのかなど。

ただ、今常設されている観測所は、北消防署と北星高校と、近い位置で測定されているので、その位置も含めて見直しをかけていただくというのはいいと思うんですけども、結果的に羽津中学校と水沢の浄水場ということであれば、変えるならそこになってしまうかなと思うんですけども。

これから議論をする中で、ここ以外の場所も含めて検討されるのか、調査された2カ所を含めた内容だけで検討されるのか、確認したいんですけど。

○ 市川環境保全課長

大気汚染常時監視と申しますのは、ある意味その地点で連続監視するものではございませんで、広域的に測定する場所を選定するというところでございます。私ども、先ほど、全国1800の測定局があると申しましたが、個々の事業所に関しましては、沿道から出る排ガスに関しては個々の事業所で測定はしてございます。

四日市の場合は、総量規制も全国で一番早く導入した地域でございまして、特に窒素酸化物は、テレメーターで県へ送られている状況で、どれだけの排ガス量が出ておるのかというの、逐一把握しておるという状況でございます。

それと測定地点を変えるのかというご質問でございすけれども、この事務処理基準には同一の地点で継続して監視することが必要であるという記載もございす。

北星高校に関しましては、昭和44年から約半世紀、測定をしておるという状況で、新たに測定地点を設けるといふところは今の大気環境から鑑みましても、私どもは必要ではないかなと今は考えておるというところでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、地域住民の中から、調査してほしいという声が上がっているにもかかわらずしない。変なものが降ってきておるけど、そんなもん調査せずに、何かもわからずに不安な日々を過ごしてもいいということをおっしゃっているだけで。

一番最初にこの調査をお願いしたときに、そういう事例も挙げて、お願いしたわけじゃないですか、地域のほうから。

これは、タウンミーティングの中でも取り上げられて、羽津地区のほうからこういう課題があるのでというので調査に踏み切ったと思うんですけども、全然その辺が反映されていない。何のためにこれをやったんですか。

○ 山口智也委員長

ちょっと確認ですけれども、11地点、今ございすけれども、国の事務処理基準に基づくと継続的にやらなければいけないということですが、この11地点を、その11地点から減

らすとか、どうこうするというのはできるけれども、その今の地点を、その地点を変えるということはできないという理解でよろしいでしょうか。

○ 田中環境部長

こちらの大気監視、これ、二つの意味合いがあるんですけど、一つは連続監視に伴う傾向を見るというところがございまして、この傾向を見るのがいわゆる一般換気、大気の測定局であったり、自動車排ガスについて、こちらは国の基準で7万5000人に一か所が大体大きな考え方でございまして、それに先ほど申し上げました濃度とかいろんな問題で、あと四日市でいうと五つぐらいかなというような感じで捉えておるわけでございます。

それで、こちらはどちらかというときと常時ということと、あと監視ですので、その場合ですと、やっぱり国のほうの基準を少しお話ししますと、継続的な把握、それから、発生源からの排出による汚染への寄与、高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握ということなので、極端なことを言うと、一番影響のあらわれやすい地域にまず設置しようというのが大前提にありまして、そこにあればわかるよねというようなところがあります。

それから、少し課長が申し上げていたのは、それぞれのところで今はついていまして、例えばクリーンセンターも見ていただいたときに、常時監視測定をかけていましたけど、そういうふうなのがあったり、それから企業の煙突にも既に常時監視測定はついていてというようなことになっております。

そうした中で、リアルタイムで把握はできるようになっているというような状況はありますが、一方、森議員からおっしゃられた羽津では例えば雨が降ったというようなお話と白いのが降ったよという、あれがあります。そういうのを把握しようとするとき、どちらかというときまたスポットで狙いをつけていかないと、なかなか難しいところがありますので、こういったことが起きれば、必ず現地に行きますし、その測定もさせてはいただいております。

そうした中で、一番影響の出やすいところはどこかなとかいうのを見きわめながら場所も決めますし、実際、私ども、においがあるとか騒音があるというのは必ず決算のときもご報告させてもらって、それも必ず組み合わせてやりますので、そうした中で一番どこがいいのかな、またいろんな問題点があるのであれば、その都度、必ず行きますし、またいろんな組み合わせの仕方も踏まえて、それは考えていきたいなと思っておりまして、またまとまりましたら一度その案も出させていただいて、またご議論を賜ればなというふうに

考えております。

○ 山口智也委員長

申しわけございません。明確にちょっと教えてほしいんですけども、私が聞きたいのは、11地点から変えられるのかというのを聞きたいんです。

○ 市川環境保全課長

基本的には、ふやす、減らすというのはあれですけども、今あるところを廃止する理由と追加する理由、そこら辺をきっちりと明確にどのような影響が出ているからここが必要なんですよ、ここはもう要らないんですよというようなところについて事務処理基準の中にも定められている要件が、先ほど申しましたように、同一地点で継続して監視することというふうなことが定められて。

○ 森 康哲委員

一つは、北消防署と北星高校が近距離にある。羽津地区には1カ所もない。調べてくれという声があるにもかかわらず、無視してきた。今までね。

クリーンセンターができる前から、特に、いかるがのほうは、環状1号線のところで、空気がどよんでいる。何かにおいがする。そしてカラスがたくさん寄ってくる。そういう事象が報告されておるわけですよ。それで、調べてくれと言っても調べてくれない。

そうしたら、常時観測できるような地点変更をしてもらって、調査するのが行政の仕事じゃないんですか。何にもなかったらこんなのは言いませんよ。泡だつて飛んでくるの1回、2回と違うんですよ。自分の車の上のボンネットにも、跡が残っておるんですよ。そんなのを無視して今まで来て、全然影響がなさそうなところで調査をして、数字化しておるだけじゃないですか。

○ 市川環境保全課長

まず北星高校と北消防署の測定地点の考え方でございますけれども、四日市北消防署は自動車排ガス測定局といたしまして、国道1号を通過する車の排ガスの影響を測定するための測定局という位置づけでございます。

北星高校、これは一般環境測定局としまして、我々が今設置しておる7局のうちの一

つでございまして、一般的な大気環境を測定するための測定局でございまして、位置づけが違うというところでございます。

北星高校は、主に、第3コンビナートからの影響を見るというところで、特に夏場は南東の季節風が吹くというところで風向からいっても、北星高校が一番望ましいのではないかと、昭和44年から設置しておるというところでございます。

もう一点、泡のような白い物が降ってくるということでございますが、これについては、最近、私どもは余り苦情等聞いてはございませんが、そういった場合には部長も申しましたように、我々、現地へ出向いて、原因が何なのか、発生原因も特定できないかもわかりませんが、分析が可能になればするようなこと、また企業の発生源を特定いたしまして、その企業に対策を講じさせるというところがまずは大事なのかなというふうにお考えしておるというところでございます。

それと、羽津の移動測定車の測定地点でございすけれども、測定する前には、地元の自治会にもきっちり、どの場所が一番羽津地区として望ましいのですかと、このところを調整させていただいて、羽津中学校でというところで我々は依頼も受けて測定したという経緯でございす。

○ 森 康哲委員

自治会は、その羽津中でやってくれということは言うていない。できれば羽津北小学校周辺、それか、いかるが町地内もしくは羽津会館。その3カ所を示してははずなのに、なぜああいう高台のところを設置したのか。

○ 山口智也委員長

森委員、当初予算審査をしておりますので、少し、趣旨的にまた調整していただきたいと思ひます。

○ 森 康哲委員

せつかくこれ、資料、出していただいたので、これでとどめますけれども、やはり、地域で長年調査をしてほしいという声は出ているにもかかわらず、なかなかその対応ができていなかったのは事実なので、この結果をもとに真剣に考えて適正配置をもう一度示していただきたいと思ひます。これは要望で。

続けていいですか。

○ 井上 進委員

ちょっと関連で、先ほど悪臭等の話もちらっと出たので、確認したわけでもないのだけれなんですけど、霞地区において、中電のバイオマスの施設があるかと思うのですが、その臭いが、公園あたりは割と風向きにもよるんですけど、非常に悪臭がひどいものがあるというふうな話をするんですけど、そういった部分、環境部のほうで確認はとれているんでしょうか。

○ 市川環境保全課長

中部電力のバイオマス発電、まだ稼働はしてございませんけれども、その発電の原料となるパームヤシを輸入しておって、第3コンビナートの一角のところの倉庫に保管してございます。

市民の方からも苦情は聞いておりまして、現地へ出向いてどういう状況なのかという、倉庫の管理者にも話はしておるんですけども、まだ稼働していない中、やはり長時間置くとパームヤシ、自然のものでありますから、多少、腐敗をしてくるというような状況がございまして、今後どのような対策が講じれるんかというのを倉庫の管理者、または中部電力の発注者側にも、私ども、今、申し入れておるところでございまして、そのあたりは私ども、行政も入って、臭気対策の声にはきっちりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○ 井上 進委員

確認しているのであれば、やっぱり近くに住む人たちにとって非常に苦痛やと思うので、そういった部分というのはやっぱりわかった時点で早いうちの対応というのは、ぜひともやっていただきたいと思うんですよ。ほっておけばほっておくほど、どんどん苦情が大きくなるので。少しでも早くそういった対処というのは、やっぱり環境の問題としては非常に大切かと思うので、そういった対応をぜひともお願いしたいと思います。

○ 小林博次委員

この大気汚染の測定位置の問題やけど、公害が発生した時点で、ここをやっぱりきちっ

とチェックせんとあかんというあたりが決められて、実はその場所が、どんなふうに変化していくのか。またひどくなったんか、ひどくならんのかという。ここはずっと同じ場所を測定してもらわないと市民の安心にはつながっていかない。

だから、それはそれできちっとしてもらって、市民から苦情があつて、大気汚染の測定と関係なしに苦情があつて、例えば、悪臭だとか、さまざまな事情に対する苦情があつてそれは、環境部ですつと対応してもらっていると、個人的には思っているんやけど、森委員の話を聞くと全然聞いてくれやんということやけど、市民の苦情がうるさいからもうやめたとか、やっているの。違うやろう。

○ 市川環境保全課長

苦情対応でございますけれども、年間二百数十件は今でもございます。基本的には、電話なり聞いたときには、なるべく現地へ出向いて、我々として臭気の確認はさせていただきます。

そういった上で、原因を追及して、立入調査なり、再発防止策などをきっちりと指導しておるといふ状況でございますので、基本的に行かないということはありません。行って対応しておるといふ状況でございます。

○ 小林博次委員

それだけ確認したかった。

○ 山口智也委員長

続けて、森委員、先をお願いします。

○ 森 康哲委員

霞公災害防止協議会の資料、ありがとうございました。

これはもう直接予算には関係ないので、一言だけ申し上げたいのは、中に入っていない企業があるんですね、この中に。

コンビナート企業じゃないからという理由でここには入っていない企業があるんですけども、災害時は、公害には関係ないかもわからないですけども、災害時とか、公害に関しても、そこへのトラックの流入とか、いろいろな関係はこのメンバーの中の関係者

とやはり連携をとっていく必要はあると思うので、ぜひ、その辺の話し合いを行政側としても求めていってほしいなと思うので、一言だけお願いしたいと思います。

答弁要らないです。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで。

○ 森 康哲委員

お願いだけで。

引き続きいいですか。

○ 山口智也委員長

引き続きお願いします。

○ 森 康哲委員

スマートシティのところで資料をいただきました。

いろいろ太陽光発電とか燃料電池や電気自動車の充電設備やら、補助金を出してやっていただいている、これ以外には対象になり得るような補助はしていかないのでしょうか。

○ 市川環境保全課長

スマートシティ構築促進補助、これ、平成30年度から始めた事業でございます。当初は太陽光と燃料電池に限ってやっておったんですけれども、それを拡充してやっておると。ことしはV2Hも追加したというところでございます。

今後、さまざまな時代背景なり、市民のニーズとか、社会情勢を鑑みながら、もちろん追加しながら、促進を図っていきたいというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

今も説明のありました太陽光発電なんですけれども、これ、耐用年数が来ると廃棄物になるわけですね。そうすると、補助制度で設置したものに対して、今度廃棄するときのことを考えないといけないと思うんですけれども、これ、どのように考えているのか。

○ 市川環境保全課長

太陽光のパネルに関しましては、再生可能エネルギーということで全国的に非常に多く、今普及しておるといところでございまして、耐用年数なり、実際に発電できなくなったパネルに関しましては、経済産業省のほうもガイドラインをつくって、もちろんこれは廃棄物になりますので、廃掃法、廃棄物処理法の中できっちりと適正に処理するということが義務づけられておりますので、基本的にはそのようなものが不法に投棄されるということは違法でございまして、そういったことがないように行政としては法の仕組みにのっとり指導もしてまいりたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

いや、そういう意味でお聞きしたのではなくて、つけるときには補助金を出して、つけよ、つけよと、奨励しておるわけですよ、行政が。それで、外すときは廃棄物として、処理するのに、そういう補助を出さないのかなと。逆に、そこら辺にごみとして捨てる処罰するよという罰則だけ設けるだけではなくて、例えば外して役目を終えたものに対しての適正に処理してもらうための補助制度というのは考えていないのかどうか、確認したいんです。

○ 田中環境部長

こちら、太陽光発電を促進する考え方というのは二つありまして、一つは、元が取れる事業になるためにはFIT法ということで後押ししているところがあります。その中では、廃棄費用も見た形での買い取り価格になっているものですから、実際には個人で、これ、17年過ぎてももう少し使えるのは事実ですけども、その中でちゃんと廃棄費用もためてくださいねというのはやっぱり、まずは基本にあるかなというふうに思っております。

そうなってくると、逆に言うと、もし森委員がおっしゃるようにつけると、それから壊すときもとなってくると、これ、ちょっと全体の組み立ても考えながら、やらないといけないのかなというふうには思いますが、やはりまず基本、壊すときの分も考えてねというのをまずは打ち立てたいし、そのPRはしていきたいとは思っております。

今一番大事なのは、安く壊せるようにするのが一番大事でして、経済産業省のほうでも、どうすれば安く処理できるかというのを今いろいろ検討なされているので、そこもちょっ

と見張っていきながら、これぐらいでできるんだよ、安くできるんだよというようなことも、やはりどこかでPRしていかないとまずいので、それも見計らいながら、ちょっとこれは考えていきたいなとは思っています。今のところはちゃんとためてほしいなということが、FIT法の価格の中にもありますので、その理念はちょっと今のところは伝えていきたいと思っています。

○ 森 康哲委員

ぜひスマートシティ、理想のエネルギー循環ができるような構築もやりながら、その役目を終えたものに対しての行く先もやはり大事やと思うので、この補助を出す段階で丁寧な説明、今、答弁がありましたような中で、廃棄物の処理代も入っているんだよと、ちゃんとためておいてくださいねと、そういうのを明確に示す必要があると思うので、これも要望して終わります。一旦ここで。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

丁寧な説明をしっかりと設置の段階からしていきなさいというご指摘でした。

そうしたら、一旦休憩を入れさせていただきたいと思いますので、再開11時15分からとさせていただきます。

11:04 休憩

11:11 再開

○ 山口智也委員長

皆さん、早く集まっていただきましてありがとうございます。そうしたら再開させていただきます。

じゃ、質疑をスマートシティのところから続けていただきたいと思います。

○ 小田あけみ委員

スマートシティに関連しまして、お尋ねします。

この下の22分の9のページの下にある図なんですね。CEMSコントロールセンターと書いてあるんですけども、これは市がやるんですか、これはちょっとイメージできないんですが。

○ 市川環境保全課長

基本的には民間の事業者が参入していただきまして、こういう事業形態を立ち上げていただいて、あらゆるエネルギー、例えば太陽光とか、電力、さまざまなエネルギーをこちらに集約をして管理していただくというようなイメージ図でございます。

○ 小田あけみ委員

それは中部電力のようなものを想定しているんでしょうか。もう実際にそういうことをしている企業があるんでしょうか。

○ 市川環境保全課長

電力自由化になりまして、誰でもある意味電力は供給できるような今仕組みに法改正されてございます。中部電力はある意味、発電する電力事業者でございますので、ここは中部電力に限らず、あらゆる民間会社がこちらに参入して電気を集めて売電するというところも可能でございます。

○ 小田あけみ委員

そのような企業が四日市にあらわれた場合、市として何らかの援助をするとか、かかわりを持っていく予定でおられるんでしょうか。

○ 田中環境部長

こちら、やはり一番わかりやすく考えると再開発があったときに、大きなセンタービルとかいろんなものができ上がってきたときにまとめてやらないと多分できないと思います。

エネルギーというか電気を全部コントロールしなきゃならないので。例えば、エアコンのピークをずらしていくとか、ぼんとボタンを押すと順番に立ち上がって行ってピークをずらしていくとか、そうした高度なエネルギーのマネジメントが必要ですけど、まだそこまでの機器が恐らくできていないというところはあるんですが、将来的な絵では、こうし

た大きな開発が出たときに、それはやっぱり一緒になって入っていい形をつくり上げていきたい。

具体的にどう補助するかというのは、まだそこまでないんですが、私たちが目指すのは、そういった開発があったとき、プラットフォームという言葉も言わせていただきましたけど、そこへみんなが入り込んでいって、いい形をつくり上げたいという思いは持っていますので、具体例があればやりたいんですが、まだちょっと今、その具体的なそういったものはまだ余らないなど。全国的にもまだちょっとそこまで、試験段階にあるぐらいと聞いています。

○ 小田あけみ委員

このスマートシティ構築促進事業という名前を見たときに、しかも、この絵を見たので、このようなひな形がもうできているのかと思ったんですが、個々のこういう自然エネルギーのものに今のところは援助していくという、それだけの事業ということによろしいんですね。

○ 市川環境保全課長

スマートシティ構築促進補助という名前はついてございますけれども、我々としてはまずコンパクトシティのような、その小さい、まず、各家庭がゼロエネルギーハウスなんかを活用しまして、まずは家から出るエネルギーは実質ゼロみたいな形にさせていただいて、ひいては地域全体に広がりというような形で促進をしてまいりたいと、奨励してまいりたいというところで、こういう補助メニューをつくったというところでございます。

○ 小田あけみ委員

ありがとうございます。

大体そういうことなのかというイメージはできました。

このCEMSを調べますと、コミュニティーと書いてあったので、そういうコミュニティーが既にあるのかと思って、ちょっとそれが聞きたくて質問させていただきました。

ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

ちょっとまだギャップがあるということですかね。

○ 小林博次委員

スマートシティはあれやろう、総合計画に入れたから、この10年でこんなの実現できるとは思わんけど。

例えば、沖縄なんかへ行くと、その地域で今ある技術で、スマートシティ化を図っているところはあるし、そういうことはやっぱり進めていかんとあかんよなというふうには思っている。だから、指定された区域の中は、全部LEDに変えるだとか、創エネとか、省エネとか、ソーラーシステムを設けるだとか、それからその地域の人は電気自動車に乗ってもらうだとか、もうちょっと具体的に進むようなことでやらんと、何実際問題として施策としては若干まずいんと違うかな。

質問を出させてもらった22分の12ページの四日市公害と環境未来館で、今年度予算でこれ、説明するのは、環境部のやる仕事なんやわね、これ、ごみの問題。四日市公害と環境未来館の仕事とは違うと思うんやけど、それはやっていくという。ないよりは、あるほうがええで、否定はせんけど、だけど、本来の仕事って何を考えているのかな。ちょっとよくわからんのやわ。

例えば、公害が出て、そこを歴史的に、こういう記念館をつくって、あわよくばマイナスの資産も売りに出して小遣い稼いでおくかと、こういう魂胆で、日本中失敗してるんやけど、何で失敗しておるかという、マイナスを幾ら売り物にしても一瞬気にとめてくれることがあったとしてもプラスじゃないと、みんなが見てくれない。

だから続いていかんという、そういうことではないかと思っておるんやけど、そんな中で、取り組んでいる中身で例えば、今、海洋汚染のことが問題なら、そういう問題を取り上げて例えば宣伝するだとかという企画があったり、例えば中国と交流して、何で四日市が中国支援せんならんのかというふうに思っておるけど、それは別にして、PM2.5問題なり、あるいは1週間に1個ぐらい石炭火力発電所をつくっておったわけやから、日本の火力発電所と比べたらとんでもない煤塵も出すし、例えば石油精製でも、極めて古いタイプの精製技術しかないの、そうするとPM2.5を抑えるというのは無理なので、そういうことをきちっと四日市で教えてあげれば、そういう価値もあるのかなというふうには思わんでもないんや。ないんやけど、やっぱりそういうようなことには余り興味がないみたい。だから、何をしようとしているのかというのがちょっとよくわからんもんで、教えてほし

い。

○ 田中環境部長

こちらの先ほど小林委員から、本当に示唆に富むお話をいただいたと思っているんですけども、やはりこの公害というもので気づいていくわけですね。過去にこういうことがあった、それでも違う形で繰り返されているというのが現実でありまして、できたらこう、いろんな問題を、例えばオーロラとアラスカ原野と自然、生物多様性とか、そういったところにきいてくるんですけども、そういった課題につなげて、少し発展して今の問題もこう捉えてほしいよというところを何とかやれやんかなというのが根底にございます。

ここで、公害資料館で学んでいただいたことが、次に生かせるという何か気づきの部分、今につなげる部分にしたいなというのがありまして、令和2年度は、暮らしとごみという関心の高いところでしたので。

その中で、例えば海洋プラスチックの問題とか、そうしたところをつなげるきっかけにしたいと思っていまして、これ、今回6年目で環境部の直接的なテーマを取り上げるのは今回ちょっと初めてというところもあるんですけども、少しそういったところでも皆様の反応も見比べつつ、またいろんな、さっきご指摘いただいた点も踏まえながら、また次、につなげていきたいと思っています。

その中で、先ほど申し上げたとおり、気づきという部分で、何とか今の問題と、公害で得た教訓をこうつながるんだよね、こうつなげなきゃだめなんだよねというところに何とか持っていきたいというのが、今回の企画展の一つの狙いにはあります。

○ 小林博次委員

言いたいのは、通常の学習、例えば教育委員会の教育指針の中でこんなことを教えておるわけ。だから、わざわざ二重にする必要はあるのかなと。

いやいや、答弁、もらおうと思っていない。答弁するとややこしくなるから。

だから、公害の捉え方も例えば、公害でお金をもらったら家庭が破壊されて離散した家族も中にはあるわけですよ。どこにも出てこんのやけどね。だからそういう実態をきちっと調べて伝えるという作業をする必要があると思うんやわ。だから、そういう地道な努力というのは入っていないから、やっぱり役割がちょっと違うんと違うのと。

何か環境部の下請になっていないのと。もうちょっと独立してきちっとするならば。で

ないと意味がないのと違うかなというふうに。公害の悪いイメージだけをテレビ局とかがやると、今回も視察に行ったら、公害のまち、四日市ですねと言われたけど。また思い出して、記憶に残ってしまう。

そうすると、ここから先、例えば少子化対策とか子育てするなら四日市、ここへ来いやと言うておるのに、こうした先入観の中では、そんなところへ行ったらあかんでと、公害、環境汚染で困っておるんやろうか、行ってもあかんよということになるので、その辺全然解決する努力、解決策、出されていないので。

やっぱりそういう歴史をきちっと伝えるというなら、弊害を取り除くというのは何倍も金をかけてやる必要があると思うんやけど、やっぱりできていない。だから、そういうところに個人的な不満があるの。将来的に省エネのまちづくりみたいなもので、実現できないようなものがぼこっと出てきたりする。スマートシティが出てきたりということにつながっていくんやけど、しかし、そういう未来を志向して今をこう変えるというのも、これは過去の反省から当然それは問題提起をされてしかるべきやけど、実現できないようなものは提起してもだめなので。やっぱり地に足をつけてきちっと実現するようなことをやっていかないとまずいと違うかなと、こんなふうに感じたので、そのあたり、いつもごみの話をしておるわけじゃないんやろうで、ごみの話はもうクリーンセンターへ任せて、未来志向でやっぱり対応、取り組むべきものをきちっと捉えてやってもらう。それもあなた方だけで勝手に捉えやんと、やっぱり市民の意見を聞いたり、議会の意見を聞いたり、そういうことで方向性をつけていってもらいたいなというのをちょっと要望しておきたいと思う。

それから、22分の10ページの、クールチョイス、これ、土井議員が一般質問に出しておって、ちょっと疑問に感じる点があるんやけど、環境部の方向としては啓蒙したり、出前講座とかでどういうことをやるかということと、新しい企画としても、今のコンビナート企業への啓発をやるだけ、そんなようなことが中心的に取り組まれようとしておるわけやけど、実際に何かをやったという取り組みをしていかないと、はい、意識が高まりましたというだけでは何もならん。だから具体的に、ことしは何をするというのを設定して、それを少しずつでも実践するということがないと、こんなことを書いてもらおうと読んだら腹が立ってくるだけのことやろう。だからその辺りは次の一手の考え方があるやろうで、そのあたりだけちょっと聞かせておいてください。

○ 市川環境保全課長

クールチョイスの取り組みでございますけれども、やはり賢い選択として、市民が、例えば、車の通勤を公共交通機関を使っていただくとか、冷蔵庫を買い替えるとか、何でも人それぞれが気づいたことからまず一歩ずつ進めていただくというのが、クールチョイス、賢い選択だと我々、思っております。

例えば、エアコンを掃除することによって何kwエネルギー消費を削減できるんですよとか、エアコンが動く5月ぐらいまでにはそういう紹介をしたり、4月は新しい学期が始まる、新しい仕事も始まる、転勤も多いといった中で、買い替えるときにはなるべくエコなものに買い替えてくださいねとか、あらゆる選択肢を我々、行政としても市民の皆様へ情報を提供することによって、より選択肢を広めていただくというのも非常に重要と考えておりますので、そういったことから地道に一歩ずつ皆さんに呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

○ 小林博次委員

だから、そういう言い方はわかるんや。わかるけど、何を、どうするの。

洗濯機ならどの洗濯機かとメーカーを指すとか、どんなものとか、言わんとわからんさ。あなた方はわかっておったって、市民がわからんたらどうもならん。そこをやっぱりきちっと具体的に何か、ことしはこれ、やるかぐらいの取り組みをしないと、こんなもの前に進まん。

○ 市川環境保全課長

先ほどちょっと総論で申しましたけれども、例えば具体的には、ホームページに四日市の環境というのはございますけれども、そこにクールチョイスというような項目も設けて、先ほど申しました4月であれば、家庭から排出されるCO₂がどれだけ、そのうちの割合はテレビがどんだけ、冷蔵庫がどんだけというような割合を円グラフか何かでお示して、これだけ、電気の使用量が多い家電はこういうのですよという例示をしていくと。

なおかつ、今エコ家電として星がついておる家電があると思うんですけれども、なるべくその環境に配慮したものとして、例えば四つ星、五つ星の家電を買い替えることによって、環境にも優しいですよというような紹介とか、5月であれば、先ほど申しましたエア

コンが動く前に掃除、また、グリーンカーテンも通じた取り組みとか、そういった時期時期に応じたようなメニューを作成して、呼びかけていけたらなというふうに考えてございます。

○ 小林博次委員

そういう環境問題とかそういうことでいくなら四日市市はどうやっておるの。道路をつくるのに南側の通りは真夏はかんかん照りになるわけやわね。そうすると歩道を遮熱性、保水性の舗装に変えるだとか、あるいは反射光の反射熱で困るので、植物を植えさせるとか、そんなことを全然幾ら言うてもあなた方やっていないやろう。

それと賢い選択という意味があるんなら、そうやって書いたらどうなの。だからやっぱり横文字を毛嫌いする人もおるので、だから日本語できちっと意思表示をしてもらおう。そういうことをやっていってもらいたい。

例えば、出前講座とかって新しい言葉を使うけど、出前って我々のイメージではいいイメージを持っていないんやけど、いいイメージを持っていないやつを新しい言葉として使っておるんやけど、やっぱり普通のもう少し重みのある言葉を使うようなことを考えたり、さまざまな年代の人が住んでおるわけやから、そのさまざまな人に発信できるような、そんなことをしてもらったらどうなんかな。

あるいはコンビニなんかがふえてから、本当にごみ、そこらじゅうに、ほっておくのが圧倒的にふえたわけやけど、そういうことをコンビニへ協力要請したり、コンビニで弁当あるいはスーパーで弁当を買って食べる人たちに、そんなことするなよという啓蒙をしたというのを一回も聞いたこともないんやけど、やっぱり具体的に一個一個目の前のものを改善するような問題提起をして、こういう市民運動としてやっていくということをやらんとどこかで一方的に情報発信したから、何か運動が進むというふうに理解すると、そんなことを思うのが間違いで、やっぱりきちっとしてもらおうほうがええかなということを要望しておきます。

以上。

○ 山口智也委員長

さまざまなご指摘がありましたので、しっかりその点も踏まえて今後のクールチョイス、表記の問題もご指摘がありましたので、ご検討も必要かと承りました。

そのほかにご質疑、お願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

そうしたらクリーンセンターのごみの処理量、これはよろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

はい、大丈夫です。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました、資料。

家庭系と事業系があって、少し事業系が減ってきておるのかなという感じをします。

それで、市外分として、朝日町、川越町ってあるんですけど、これは家庭系ですか、事業系ですか。

○ 中山生活環境課長

家庭系でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

余り細かくは言いたくないですけど、実際に搬入してきたものが家庭系と事業系のものとの見きわめというのは実際されておられると思うんですけども、その辺はやっぱりきちっとできておるという理解でよろしいんですかね。

○ 前川生活環境課課長補佐

前川でございます。よろしくお願いいたします。

朝日町さん、それから川越町さんの部分につきましては、ごみの収集は広域衛生組合でやっていただいていますので、朝日・川越クリーンセンターという広域の専用の車両は当然でございます。ですので、そこの車両で集めてきていただいているものしか受けていませんので、基本、家庭系というふうな判断をそこではさせていただきます。

ただ、一般の収集運搬の事業者さんが混在して持ってこられる可能性は当然ありますの

で、それにおいてはプラットホームのほうで一度業者さんの車をとめさせていただいて、中身を確認させていただくというふうな部分において、なかなかごみでこれが事業系、家庭系って判断するのは厳しいところがありますけれども、疑わしいものにつきましては、その分の内容をヒアリングし、指導させていただくというような取り組みをさせていただいておるところです。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

その辺は難しいね。ごみに名前が書いてあるとかでない、難しいと思うんですね。ただ、できる限りお願いをしておきたいと思います。

それで、これ、実際に焼却してごみの量のこと、ちょっと組成とか伺っておるんですけど、その灰ですね。焼却灰については質問してもいいのかな、ここでは。どのような形での今、処理になっていますか。

○ 前川生活環境課課長補佐

現在、このクリーンセンターの場合は、いわゆる焼却をした後の灰というのが当然あるわけですが、クリーンセンターの場合は熔融処理をしておりますので、いわゆる灰分も熔融しておりますので、いわゆる、紙を燃やしたときに出てくるような灰は出ません。

ただ、それは、熔融処理の後でスラグ、あるいはメタルというものになって再資源化をしておるところでございますが、当然、熔融飛灰という、ちりやほこりのようなものと、よく私は言うんですが、そういったものは当然ございますので、これについては、集塵機のほうで取り出して、それを製錬会社のほうに送ってさらに資源化を図っておると、こういうふうな取り扱いをさせていただいておるところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

集塵をさせていただいたやつは売却できるわけですか。いや私、ただ、無料で持ち込んで処理させていただいておるのでしょうか。それは、資源化になっておるのか、どちらですかね。

○ 前川生活環境課課長補佐

もちろん溶融飛灰のほうにつきましては資源化、当然これ、運搬費用もかかりますし、それから処理費用、資源化を図っておるといふものの、費用はかなりかかっているところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

費用はかかっているけれども、売却ができておると、その中身はあれとしまして。わかりました。

今後ごみは多分余り減らないと思います。どうか安全運転と、発電もされておるわけですから、コストの面も含めてよろしくお願いします。

以上です。

○ 山口智也委員長

それでは、他にお願いいたします。

○ 加納康樹委員

同じく15ページのところからちょっと関連する形でお伺いしたいんですが、下の2番で、ごみの組成分析値というのがあって、ごみの種類組成と書いてもらったり、真ん中のところに木、竹、わら類というのはあるんですけど、これで確認させてほしいところは何かというと、四日市市でも、委託をしているのかな、施設によっては街路樹を伐採してというのをやっていると思うんですが、あの街路樹を伐採したものは、クリーンセンターには行っていないということも聞くんですが、どういう処分をされているんですか。

○ 前川生活環境課課長補佐

ありがとうございます。

議員おっしゃるように、今現在、国、県、市、それぞれの行政のほうで土木工事として、業務委託していただいている部分については、非常に大量の除草した草が発生するとか、剪定枝があって、クリーンセンターの処理に非常に大きな負荷がかかるということもあって、今現在は、堆肥化という形で資源化を優先する形で、クリーンセンターの受け入れではなく別のところで受け入れていただくようお願いをずっとここ数年させていただいております。

全体的な量としては入ってきていないんですけど、ただここで、一部出てくるのは、例えば町内で皆さん恐らく、これからシーズンやと思いますけど、皆さんで草刈りしてみたり除草作業が入ったりとかすると思います。それとかあるいは、民間さんが自分のところの敷地の草を持ってくるとか、そういった一部、入ってまいりますので、その分はどうしてもこういうふうな組成としてあらわれてまいります。

○ 加納康樹委員

大規模な街路樹伐採でも堆肥化ということでお聞きをするんですけど、そうすることによって、トータルコスト的にはどうなっているんでしょうか。堆肥化に持って行ってもらって四日市市として委託する経費と、頑張っけてクリーンセンターで燃やす場合とのコスト計算というものは、今やっている方法は合理的なんでしょうか。

○ 前川生活環境課課長補佐

全体的なコストの比較というのは、ごめんなさい、今ちょっと手元に資料がなくて、比較が出てこなくて申しわけないんですが、今ごみのいわゆる草木の処理費という意味では、恐らく、これ、市内じゃなくて域外といいまして、市外の施設にお願いしているところもあって、運搬コストとかそういった部分においては少し経費がかかっているというふうに認識はしてございます。

ただ、一方でそれをクリーンセンターのほうで全量を受け入れた場合で考えますと、今度はこちらのほうの燃料、それから処理の能力のスピードが落ちるということで、一般のご家庭のごみの処理に支障が出てくるというおそれがあるって、その辺のリスクの分散も考えた上でのお願いということもあって、申しわけないです、コスト的な比較という部分においては、ちょっとまだ劣っている部分があるかと思います。だから、ちょっと費用はかかっている可能性はあります。

○ 加納康樹委員

費用はかかっている可能性はあるけど、最新鋭のクリーンセンターでも街路樹みたいな大規模なものを持ち込んでもらうのは耐えられないであろうという推計だということなんですね。

○ 田中環境部長

先ほど前川が申しあげました点の、コスト、わかりやすく言うと、ごみ処理手数料が1 t 1万6700円で今させていただいています。それが大体原価とっていただければいいんですけども、処理原価とほとんどニアリーなんですが、民間のほうは、物によってちょっと違いまして、砂つきの草とかというとやっぱりちょっと割高になりますし、きれいにやってあるともうちょっとうちより安いというところがあるんですが、押しなべて言うと若干高くなるんですが、先ほど前川が申したとおりに、焼却に影響があるというのは草木をつかんでもすかさずかなんてですね。かさばってしまって投入が追いつかない。中へ放り込む能力が落ちてしまって処理に支障が出てしまうというところを考えると、決して民間へ回したから2倍、3倍になるとか、そんな状況にはなっていないので、それをトータルで考えると、ちょっと民間で処理したほうがいいんじゃないか、その結果が先ほど申しあげた、この木、竹、わらが平成28年から平成29年、から量が落ちていきますけれども、そのほうが望ましいんじゃないかなということ、安全、安心においても大事だということですので、それで今ちょっと処理しているということで、そんなにびっくりするほど差が出るとか、そういったところには恐らく至っていないはずですよ。

○ 加納康樹委員

わかりました。トータルいろいろ鑑みて、現状の処理が合理性があるという判断でされているということだけ確認させていただきました。ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

関連、森委員。

○ 森 康哲委員

今、草はよく理解できたんですけど、例えば、竹なんかは、チップにするとバイオマスの燃料になるわけです。パームヤシと一緒に合わせると、より効果があるというふうになっているので、その辺の燃料としての活用というのは考えていないの。今、現時点では活用していないんでしょう。

○ 田中環境部長

燃料として考えるととなると、先ほど申し上げたように、四日市市が一般廃棄物として処理している部分というのはいわゆる維持管理のほうの部分でして、工事に出てくる部分というのは産業廃棄物で、そちらは大変大量に出てきますので、そうした部分は、この四日市市内にはないんですけれども、隣接するところの民間の産廃業者がありまして、そこは受け入れて、実際に燃料化して処理していますので、そういったところと上手に使い分けていただいてやって、今、民間がありますので、我々、ちょっとそこには余り、そこまで受けてということはまだ考えていないというふうにご理解いただければと思います。

○ 森 康哲委員

中部電力さんや民間もそうですけれども、バイオマス発電の発電所を設計するときに、四日市の山は竹が多いからここにつくったということも聞いていますと。ぜひ、その辺のところを、もうごみとして扱うのか、燃料に転化していくのかというのは、行政としても民間と協議した上で活用できれば、よりいいので、また、処理費が逆に燃料代に変わるわけなので、マイナスからプラスになる発想を持つようにしたらどうかなと思うので、提案させていただきます。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。

今回お示ししますのは、ごみの組成分析でございまして、冒頭申し上げましたとおり、回収してきたごみ袋を開けて中身をはかった内容でございまして、竹なり、木なりがごそっと入っていて、竹だけが入っている袋があったという意味ではございませんので、あらゆるごみの中にまざっている量がこの程度あるということでございまして、そこだけ取り出してまた燃料として活用する云々というのはちょっと難しいのかなということでございます。そのあたりはご理解いただければと思います。

○ 山口智也委員長

竹のご提案もありましたので、またひとつ、今後の検討ということで。

○ 小林博次委員

ヨーロッパでは1カ月のごみの排出量、もちろん有料なんやけど、2kgぐらいで我々、

1週間にこのぐらい。だから、減量化をしようと思えばできている国がある、既に。ヨーロッパで存在しているので。幾ら言うても四日市は減らんけど、やっぱり減らすという市民的に減らしていくという、有料化やから持っていくと高いので、自分で処理、生ごみも何かミミズを買ってきて、それでミミズに食わして処理をして出さない。紙は自分のところで再資源化するような格好で処理をしているので、ごみとしては出てこない。ごみとして出しておけば、費用が高いから。

四日市は逆さまなんやな。ごみとしてほとんど出さんと済むようなものを無料で、一部袋代は有料やけど、水道のようにないと死ぬようなものは有料で、逆さまやと思うんやな、これ。

だから、ヨーロッパとかほかの国へ行ったことがあるのかないか知らんけど、やっぱり先進例があるわけやで、参考にして減らしていくという努力をせんと、これ、いつまでたたって金ばっかりかかるで。日本の場合はこれ、持ってきて燃やして、熱エネルギーに変えて電気に変えるということで、再資源化を図るんやけど、けど、ごみとして扱わんと資源物として分別品目をもっとふやして、それを自治会のNPO団体とかそういうところをお願いしてやっていくと、そんなに手間がかかると減量できると思うけど。

だから、やっぱりきちっと減量化していくということを市民的にやっていかないと、地球の温暖化って、別のところでは温暖化って大騒ぎして、実際に実生活では垂れ流しでやっているわけやから、それはちょっとまずいと思うので、総合的に捉えていただいて、ごみ戦略みたいなものが打ち出していただくと我々の目安になるということで、少し角度を変えて取り組んでいってほしいなということで要望しておきます。

○ 山口智也委員長

要望ということで、今の処理実績ももう少し減らしていかなければ、本市のクリーンセンターも負荷がかかり過ぎるので、やっぱり減量化を目指していくという方向はあると思いますので、先ほどの先進事例を参考にとりご意見をしっかり受けとめて、今後の取り組みに生かしていただきたいと思います。

○ 井上 進委員

ごみの減量化、市のほうとしてやっぱり個人がメインになってやっぱり受け入れという形でやっているかと思うんですけれども、全体的な部分の流れを見ていくと、やっぱり個

人だけではなくに事業者に対してもやっぱりプラスチックごみとかいろんな部分を、減量をもっと啓発していてもええんかなと私は思うんですけども。

結局、事業者の出すプラスチックって、結構量がある部分かとは思っていますので、そういった部分も市として減量をしっかりと打ち出していくことが大事であって、それによってそこに勤めている個人の人にももっと減量に意識を持たなあかんというふうな形にもなってくるかと思うんです。ただ、袋を有料化するだけではなしに、そういった部分、全てを減らしていこうという意識を持ってもらおうと思うと、社会全体、企業も含めた社会全体がそういった意識を持つような政策を市のほうとしても持っていたきたいと思うんですが、そういったこともまた考えていただけたらと思っております。

意見で。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで。ありがとうございます。

○ 小田あけみ委員

22分の13ページの搬入禁止物一覧を見ながらちょっと。

○ 山口智也委員長

それはもうちょっと待ってくださいね。

○ 小田あけみ委員

済みません。焼けるか焼けないかだけ聞きたいです。

○ 山口智也委員長

そうですか。じゃ、お願いします。

○ 小田あけみ委員

キョウチクトウはすごい毒性があると聞いていて、うちの実家で切ったときに持っていったら叱られて持って帰ってきたというのを聞いたんですが、焼けないというものに入っていると理解してよろしいのでしょうか。

○ 前川生活環境課課長補佐

キョウチクトウは、ごめんなさい、お断りさせていただいた状況はちょっとわかりませんけれども、現状、お受けさせていただいていまして、焼却処分をさせてもらっています。

○ 小田あけみ委員

ありがとうございます。わかりました。どうも失礼しました。

済みません。鈴鹿の話でした。

○ 加納康樹委員

レジ袋の有料化に係るといところ、16ページのところで確認したいと思います。

まずもって、最初の資料説明のところでの課長の言い回しが何か、今まで余り理事者の方から聞いたことがないような言い回しで、おお、すごいなと思って感心していました。

確認をしたいところはどこかというところ、2の(2)の今後の取り組みのところです。正直言って、一市民一国民レベルでいって、7月1日からというのが、まだ余り浸透していないのかなというのが感覚的にあります。

そこで、10年前やっていたときは当然四日市市がリードする形で皆さんにも相当ご努力いただいたんですけど、この7月1日に向けては、国任せ、業界任せなのか、それとも四日市市としても、新年度、令和2年度において何らかの形で市民に対する啓発活動をしていくのかというところを確認したいんですが。

○ 前川生活環境課課長補佐

ありがとうございます。

レジ袋の件につきましては、10年前、ちょうど私がかかわった話ですので思い入れも結構あって、このレジ袋の有料化云々というのは法制化されて7月から開始ということですが、我々は先ほどの冒頭の説明もさせていただきましたように、10年前からもう既にやっけていまして、県内全部の市町が三重県内は、レジ袋の有料化というのは取り組んでいるわけです。

ですので、正直、ちょっと言葉が悪いかわかりませんが、三重県さんが、この話も含めて海洋プラスチックの問題と絡めてお話しいただいたときに、私ら、もう10年前からやっ

ていますので、今からの宣伝は三重県さんで十分やっていただきたいというふうなことで、若干そういうふうなことで、ふんぞり返っておるところも若干あるかと思えますけれども、我々としては、継続して事業者さんのほうには混乱を招かないようにということでお願いをずっとさせていただいておりますので、特段市民さんに向けて何かチラシをまくとか、そういった計画はごめんなさい、今のところは考えてはいません。

○ 加納康樹委員

その方向でいいと思います。

業界のところで行くと、せめて市民周知じゃなくて、四日市市での店舗数のことを思うと、やっぱりコンビニエンスストア業界、そしてドラッグストアもふえているので、この二つのところに対しては意識づけのためにも、もちろんそれぞれの本部からも行くんでしょけど、四日市市としてはというところのご指導なりなんなりというのはしておいていただきたいなと思うんですけど、どんなものでしょうか。

○ 前川生活環境課課長補佐

いろいろコンビニエンスストアの業界さんについても、私らもいろいろ話を持ちかけていったときに、当時は門前払いを食らっていたというのが正直なところでした。それから、ドラッグストアさんも同じことでした。一部は協定を結ばせてくださいということでご協力をいただけたんですけど、ものの1カ月もせん間に、やっぱりだめですというて断られたという苦い経験もございます。

今、その部分について、三重県さんも私らの経験をお話しさせていた上で、三重県さんのほうからもPRしていただいて、今投げかけてもいただいておりますし、またその大もととといいますか、大手のメーカーさんが何々系列、何々系列ってありますので、そちらに私らのほうもお話をさせていただいて、ちょっとトップダウンで下りていくような格好で、そういうふうな働きかけ方はさせていただいておりますので、ただ、コンビニエンスストアさん、お店一つ一つにちょっとお願いに行っておるわけではないんですけども、そういうふうな投げかけをさせていただいております。

○ 加納康樹委員

ぜひ頑張ってくださいと思います。

私の今回の一般質問の流れじゃないですけど、三重県を横にらみじゃなくて、せめて東海、日本をリードする形での指導をしていただきたいと思います。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

加納委員も長年取り組んできたことですもんね。思い入れもあるかと思います。

それでは、続きまして、お願いいたします。

○ 森 康哲委員

汚泥の焼却のところ。

○ 山口智也委員長

22の13ページですね。

○ 森 康哲委員

上、丸が三つあって、汚泥を燃やすのに燃料が必要になるとか、発熱量が少なくなって、発電量が減少しておるとか、再生のスラグの品質悪化とか三つあって、80%を超える汚泥は受け入れないというふうになっているんですけども、これ、逆なんじゃないですかね。汚泥自体ガスが発生して、燃焼率を上げる効果もあったり、またそれを燃料にしているところもあるんですね。下処理の具合にもよるんですけども。水分量の含む率を下処理によって下げれば、逆に燃料にもなり得ると思うんですが、その辺は考えていないんですか。

特に、朝明衛生組合のほうで、一部事務組合で市長が管理者じゃないですか。その辺の連携というのは当然考えてもいいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

今、汚泥についてご質疑いただいて、今朝明衛生センターの汚泥は85%弱の含水率があるということを聞いておりまして、実際にはもうしゃぶしゃぶの水状態というふうに伺っております。

関係の方にお聞きしますと、80%を境目として、ある程度固形化しているのと、もうし

やぶしゃぶというのがどうも分かれているというような感じのことはおっしゃってみえました。

今、森委員がおっしゃっていただいたように、朝明衛生センターのほうで、さらに水を抜いて含水率を下げることはできないのかということは一応私も尋ねてみました。純粋な技術論的だけ申し上げますと可能だそうです。ただし、二つ可能性として考えられて、まず、大規模な設備投資をして、最新の脱水装置設備をハードとして入れるというので、非常に漠然としたお話で恐縮なんです、1台5億円ぐらいするというお話で、処理系統が3系統ありますので、15億円、つかみの数字ですのではっきりはあれですけど。かつ、その設備ってすごく大きなものらしくて、今現状の朝明衛生センターの処理の建屋では入り切らないので、その改修からせんならんので、非常に高額な設備投資が必要になるというのが、まずハード面でのアプローチ。

もう一つは、今現状の設備を使いながら何とか工夫してできないかということですが、これも、現状、汚泥の含水率は、時々サンプリングのため人間が取ってきて、機械ではかってというアナログな測定の仕方をしていて。そもそも受け入れる、処理センターで受け入れる、し尿あるいは汚泥というのが日々、いろんなしゃぶしゃぶのものもあれば、それなりの固まった状態のものも入ってくる中で一定じゃないということで、常に汚泥を処理過程で抜いてきてサンプリングして含水率をチェックして、必要な薬剤を注入して、処理の工程を少し工夫して変えていくというような作業をしようと思うと、作業員を1人そこに必ず張りつけておかなあかんということがあって、現状、そのような人員はおらないので、そこも今現状のハードの中で、やり方を工夫しながらというのは、ちょっと現実的には不可能ですというようなお答えでございましたので、ごめんなさい、朝明衛生センターで排出される汚泥の含水率を私どものクリーンセンターで処理できるレベルまで下げるというのは、ちょっと現実的に難しいのかなというのが私どもの今の考えでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

施設としては確かにそうかもしれないですが、これを車両でやる方法があると。搬送する間にフィルターを通して、少しだけ水分を飛ばすという方法もあると聞いております。その車両の購入をすることができれば、一概にここで処理を必ずしなきゃいけないということではないので、搬送するときに適宜やればその辺は担保できると思うんですが、いか

がでしょうか。

○ 中山生活環境課長

いろんな設備なり、今おっしゃっていただいたような車両を導入して工夫していくというのも一つあるかと思えますけれども、基本的には朝明衛生センターが排出者でございますので、私ども、四日市市としてそういう車両を導入して、ほかの市町の分も入っているものを処理するというのは、まだ少し、関係市町との調整も必要になってきましようし、もし、そういう車両を導入して含水率を下げるのが可能だというようなスキームがつけられたとしても、要は朝明広域処理組合のほうで、そういった車両を導入してもらうのが、第一義的には順番かなというようなことでございます。

ただ、今森委員がおっしゃっていただいたような車両というものを導入してこういうことが可能なのかということについては、検討、研究はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○ 森 康哲委員

今、これは逆にお金をかけて、ごみ扱いで処理をしているので、これを燃料として転化するとどうなるのかということも検討する必要があるのかなと。その観点でお尋ねしているので、今ここに三つ書いてあるのが、今、マイナスのほうで書いてあるんですね。これが一つでもプラスになっていく可能性もあるわけです。燃料として転化できれば、これは逆に、発熱量も上がる。メタンガスで燃料として使えることも先進的に取り組んでいる市町はあるわけですよ。そういうところを研究してやったらどうかということで、提案しているんですけれども、検討はしていただけるんでしょうか。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。

廃棄物の処理という側面ではなくて、それをプラスの資源、燃料として活用できる方法が現実論としてないのかということについては、先ほどの車両のことも含めまして、研究、検討はさせていただきたいと思えます。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。

以上です。

○ 小林博次委員

クリーンセンターをつくるときに、朝明の汚泥も焼却できるという、そんな話やったけど、そうすると、だまされたわけやな。これは日永浄化センターの第3系統、第4系統からも出てくるわけで、そうするとその焼却はやっていないの。何か、四日市以外のところも入っておるから、そんなところも、前から答弁、ちょっとおかしいので。

○ 前川生活環境課課長補佐

前川でございます。

今委員がおっしゃられたように、脱水ケーキと呼ばれるもの、つまり含水率をかなり低くして、もうふわふわの何と申しますか、スポンジのような、わかりやすくいうとそのような状態のものは焼却処理をさせていただいております。

ただ、先ほど来からお話しいただいている朝明衛生の処理場から出てくるものについては、バキュームで回収するような、液状のものでしたものですから、現状ではお受けさせていただいていないという、さまざまな理由はありますけれども、それは入っていないんですが、今言われた脱水ケーキになった状態のものは焼却のほうに入れさせていただいております。

○ 小林博次委員

浄化槽汚泥を四日市でも処理しておるわけやから、そこへ搬入してそこで脱水するということも可能なので、だからあんたたちだけの判断で何かやらんで、そういう条件を整えてくれという問題提起をすればいいだけやから、だからよそのやつは受けられんとか、受けるとかというておると、朝明衛生組合なんて成り立たんやないか。だから、その答弁はおかしいので、やっぱりおかしいな答弁は訂正せないかん。

以上。

○ 山口智也委員長

まだ若干追加資料のところが残っているかと思います。小田委員もまだ天津のご質疑も、

その辺、ちょっとまた午後一でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。そうしたら、再開、13時とさせていただきます。

12:06 休憩

12:58 再開

○ 山口智也委員長

それでは、午後の質疑を再開させていただきます。

追加資料のところでございますので、よろしくお願ひいたします。

小田委員、よろしいでしょうか。

○ 小田あけみ委員

資料ありがとうございました。

天津と環境協力推進事業ということで、どういうことをしているのか本当に想像もつかなかったのも、このように資料の請求をさせていただきました。

受け入れもして、現地に職員を送って勉強をしてもらっているという、四日市の職員が教えているという感じでよろしいのでしょうか。

○ 市川環境保全課長

天津セミナーにおける現地セミナーのことについてだと思えますけれども、まず、一つは行政職員として日本の法行政、また四日市市の環境施策について、これまで長年取り組んできた歴史や効果、検証も含めまして、天津市の行政職員等を対象にセミナー、講座を開催してございます。それとともに、学識経験者及び企業のエンジニアも一緒に現地に向いて天津市の環境行政職員等と交流をしておると、意見交換もしておるといところでございます。

なお、天津市ではさまざまな環境問題がございますので、一緒になってさまざまな諸問題を検討しながら、また、日本の技術なんかも提供しながら行っておるとい事業でございます。

○ 小田あけみ委員

交流によって四日市はどんなメリットがあったと感じておられますか。

○ 市川環境保全課長

天津交流事業でございますけれども、環境のみならずスポーツや文化、さまざまな交流も行っております。最近では経済交流ということで、四日市市の、例えば萬古焼とかそういう物産なんかも天津市のスーパーで売ったり、また、スポーツ交流といたしましては、35周年記念事業のときには中国の伝統工芸ということで、日本の中学校で演奏会をしたり、またスポーツ交流をしたりといったところで、環境がまずキーワードとなって推進することによって、さまざまなスポーツや文化、教育、医学といったところにも拡大し始めておるといっております。

○ 小田あけみ委員

お聞きしていると、環境よりはシティプロモーションという感じがメリットとしては大きいのでしょうか。環境問題として、恐らく同じような問題を天津市も抱えておられて、四日市のほうが先進であろうとは思いますが、天津市から学んだことというようなものはないのでしょうか。

○ 田中環境部長

こちらの事業というのは、やはり姉妹都市、友好都市が一番ベースにありまして、その中でやはり天津は環境にお困りでございます。大気とか水質とか、やはりまだまだの部分がありまして、今、先ほど大気の測定局の話がありましたけど、例えば、もしAQIという、ちょっと検索していただく世界中の大気の状態を一度に見ることができまして、色が紫に近いほど危険ってなるんですけども、そういった箇所がかなり散見されると。今はちょっとコロナの関係で少しおさまっているところがあるんですけども、厳しい状況にあって、お悩みというようなこともあって、この交流の中で環境に求めて、四日市を先進事例として捉えていただいているということでございます。ですので、我々の環境部サイドとして見ると技術供与とか、それがひいては、海はつながっていますし、空もつながっていますので、ひいては日本にも返ってくる部分もあるだろうというようなことで我々はしていますし、秘書国際課とか、そちらの部分はまた違う、産業交流とか、そうい

った部分でメリットを見出せるんじゃないかなと私は思っています。

○ 小田あけみ委員

ありがとうございました。

ちょっとイメージとして、どんな感じなのかがよく理解できた気がしました。ありがとうございました。

以上です。

○ 井上 進委員

ちょっと何もわからんで聞きたいんですけども、これ、毎年八百四、五十万円、ここへかけてやっている事業なんですけれども、例えばこれ、全部、四日市だけが持つておる部分ではないかと思うんですね。半分ぐらい四日市が持つておるのか、あるいは四日市が6割、7割、ほとんど、もっと持つておるのかという部分、私、わからんですけれども、せっかくやっていただいて、四日市のPR、そういった部分は非常にいいんですが、毎年八百四、五十万円の簡単な内訳というか、そういったものが何かあれば教えていただきたいんですが。

○ 山口智也委員長

天津市と四日市市の持つている割合というところを。

○ 市川環境保全課長

天津市側の支出額というのは、私ども、ちょっとはつきりは、何百万円出しておるとい
うのはつかめていない状況ではございますけれども、ただ、最近は、環境セミナーに関し
ましては非常に天津側も前向きに重要な位置づけだということで、例えば派遣員が今ま
で4名だったものを8名にふやしたり、その4名分は四日市市の持ち分ですけれども、あ
と4名分は天津市側がみずから滞在費も含めて全部出すとか、会場使用料も一部出すとか、
我々が天津市へ出向いて講師をするときには、その講師分の費用額、宿泊費、交通費なん
かも全部向こうが負担するので来てくださいとか、そういうふうな方向に変わってきてお
るというところがございます。

事業費の内訳でございますけれども、例えば受け入れたときの施設使用料とか翻訳費と

か、もちろん通訳が要りますのでその通訳費とか、また、資料を冊子としてつくりますのでその印刷製本費とかいうようなもろもろのものが需用費として計上させていただいてございます。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

やっぱり交流、非常に大事な部分やと思います。いろんな分野で日本が協力してやっていく部分というのも非常に大事な部分かと思うんですが、せっかく予算を上げておるのであれば、もっと何か表に見えるような何かがあってもええのかなというふうに感じるものですから、せっかく事業をやる以上は、変な言い方やけれども、我々もやはりそれなりのメリットがあってしかるべきかなって。向こうのよさ、ええところはどんどんこちらも吸収するような事業でないと。ただ、供与だけで平成5年からというふうな形やと、ずっと長いよね、これという形になってくるので。向こうも、中国も今どんどん発展してくる中で、そういった部分、向こうのメリットをこちらへももっととるような施策になっていただきたいと私は思っておりますので、そういった部分、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで。

他にございますか。

○ 加納康樹委員

天津絡みというところで、来年度令和2年度は、ですから40周年を迎える年ということでいろいろ考えられているんだと思います。そうしたら、周年に関しては違うところの予算というのは承知しておるので詳しくは聞くつもりはないんですが、40周年に向けて環境部としてわかる範囲のところがあれば教えてほしいのと、当然環境部としても40周年に何らかのかかわりを持つと思うんですが、どういふかかわりの予定なのか教えてください。

○ 市川環境保全課長

来年度、締結40周年を迎えます。環境に係る交流事業に関しましては、今までも地道に取り組んでいるところであり、例年どおり、そのような内容で、向こうの課題と申しますか、そういうようなところを聞き入れながら、日本として、四日市としてきちりできることを伝えていくと。なおかつ、意見交換もしながら四日市としても吸収をしていきたいというふうに考えてございます。

それと、もう一点、40周年の環境部としての加わり方ということでございますけど、まだ秘書国際課とそのあたりの具体的な調整はできてございませんので、中身が決まってきましたら、我々もこれまでずっと実績として上げてございますので、しっかりと国際交流という位置づけの中で、本市としての役割を担っていきたいというふうに考えてございます。

○ 加納康樹委員

最近の中国の情勢だったり、昨今のコロナでどうなるのかという不透明要素があるとはいえ、予算審査の時期でそれが詰まっていけないというのはどうかなと思うんですけど、毎回そんなもんですか。ある程度具体的なものというのは出ていないもんですか。

○ 田中環境部長

今回40周年に関しまして、環境の部分は基本的に継続というふうに捉えていますので、この中身は予算的には大きく変わるとかという形では上げていません。ただ、国際交流、秘書国際課でやっている部分が40周年で乗っかるというふうに捉えていますので、今のところは従来型で捉えています。例えばこれから、先ほど加納委員がおっしゃったコロナの関係でちょっと今、少し打ち合わせがストップしているというところがあるんですけども、出てくれば、例えばもう少しふやしたいとかということであれば、またそれはその対応もしていきますし、そういった形で、今後打ち合わせ中で決めたいですが、大きく何かが変わるというところは今のところは捉えていないというところです。

○ 伊藤嗣也委員

天津市の人口を教えてください。

○ 市川環境保全課長

天津市でございますけれども、中国直轄市四つのうちの一つでございます、人口約1500万人の大都市でございます。

○ 伊藤嗣也委員

私も行ったことがあるんですが、東京のようなところですよ。四日市市は公害の経験があるにしても、大学とか企業とかもすごいわけですが、一体お越しいただいて、何を四日市市がご指導できるのかなと、私、ちょっと疑問なんですけど。

○ 田中環境部長

これは、天津市の環境行政ということに限ってということをお願いしたいんですけれども、やはりおりた瞬間に、先ほど私、AQIという話をしましたけど、やっぱりちょっと大気の状態とか、やっぱりあります。それほど四日市で見えているのが当たり前ではない、冬場に行くと相当厳しい状況がかいま見えたりしますし、やはりまちを歩きますと、川の汚濁度というんでしょうかね、そういったのがあって、やはり担当者と話もさせてもらうと、かなりお悩みであることと、それから、国のプロジェクトみたいな形で相当上から何とかせいという厳しい圧力がかかっておるということで、来る人から聞くと、我々が当たり前に規制しているようなことまでまだ踏み込めてなくて、先ほど法体系の整備とかという話もしましたけど、どうやって規制をやっていくの、どう厳しくやっているのとか、そういう細かいところをやっぱり結構聞きに来られるんですね。

それと、やっぱり技術的に見ても、同じようなものがあるんですけど、運転管理の問題とか、ああいったところがやっぱりまだ少し不足しているのかなというのが私どもの実感でありまして、その部分をやはり彼らは知りたいと思っているというふうに思っています。

○ 伊藤嗣也委員

国の体制が違いますから、部長のおっしゃることがなかなか、天津市に投げるどころというのは難しいかなと思うんですが、やはり事業として、四日市市が毎年ずつと行っていく以上、やはり成果物って、これまた難しいんですけれども、何をもちて四日市は事業の成果として判断しておるのかなというのが見えてこない。毎年やっているからやっている。向こうは恐らく、これ、想像ですけれども、ことし誰が行くんやという感じで、順番にやっているような感じではないのかなと。職員も物すごいたくさんおられますからね。

幹部クラスが来ておるのかといったらどれぐらいのクラスの方が、市役所で言ったら。そういう権限を持った方が勉強しに見えておるのか、それこそ、まだ年数が浅い方が来られておるのか。

要は、四日市市が800万円も900万円も出して、税金を投入しておるわけで、成果物も見えない、毎年やっていく、これからも続けていくのであれば、ここらできちっと、話し合いをしておるって、中国語をしゃべれる人がおるのかどうか知りませんし、この中で天津に行かれた人が何人おられるか、僕、わかりませんが。私、四日市のほうが劣っているのと違うのかなと思いますよ、向こうのがはるかに大都会で。確かに冬場のPM2.5の件はあるけど、あれは中国全体の問題ですから、天津がどうこうじゃないので。お金も技術力も私はあると思うんですが、四日市は一体何ができるのかなって、ちょっと疑問なんですよね。

○ 市川環境保全課長

まず、このセミナーに参加する担当者のレベルでございませけれども、私ども把握しておる中では係長から課長補佐レベル、日本で言いますと、そのようなポストの方がこのセミナーに参加していただいております。

もちろんこの研修では中国、天津市のほうの代表者として毎年参加していただいておりますけれども、やはりその各職場に持ち帰って、この研修の成果というのを広く天津市の中で展開をしていただきながら、環境改善に向けた取り組みを進めていただいております。

例えば、中国側が学ぶところというようなお話でございませけれども、平成28年度、土壤汚染対策というテーマで事業を行っておりますけれども、中国のほうはまだ土壤汚染というような観点がない中、土地自体が国有のものでありますから、民間の土地でもないということもあるのかもわかりませんが、土壤汚染対策に対してはまだこれから進めようということで、天津市が独自に条例みたいな制定をするというような動きがある中でございました。そういった中、日本の法制度は平成15年から土壤汚染対策法が施行される、そういうような実績もございませますので、日本の法制度の仕組みとか、そういうところを天津市に情報提供したというところでございます。

我々としては、天神市が中国の全土の中でも先進的に環境先進都市となつて、ひいては天津市が中国のリーダーシップをとっていくような環境施策になっていただければいいと

というような思いの中、四日市の環境部としても、天津市で助言なり指導なり、意見交換をしておるといところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

この程度にさせてもらいますけれども、今の平成28年に土壤汚染の観点がないって、大変失礼なことやと思いますね、中国、天津市に。例えば、私は向こうへ行って、農業をしておるところを見に行ったんですけど、ここは売る野菜、農薬をたくさん散布します。自分たちが食べる野菜は一切農薬を使いません。そういうことはしていますわ、現に見てきました。だから、観点がないという意味はちょっとあんまりわからないんだけど、そうしたら、この過去5年間で、こちらへ勉強しに来ていただいて、向こうで結果的に何か設備投資とか、具体的な例として結果って何か出ているんですか。

○ 市川環境保全課長

土壤汚染対策だけでいいますと、土十条というような条例を天津市がみずからつくって、水平展開しておるといふうなことでございます。観点がないと申しましたのは、土壤汚染というのがまだ把握できていない、どこの、何が原因で、例えば鉛なりヒ素の汚染につながっておるのかとか、そういった分析もまだ発展途上であるといところで、今後その原因究明と改善に対しても前向きに取り組みたいという意思表示がございましたので、日本のノウハウを伝えたといところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

日本のノウハウと大きく出た答弁でございますので、敬意を表したいと思うんですが、四日市も公害について、産廃とか、さほど前へ行っておるとは思えないのですが、そこまで自信満々で答弁していただいたので、この程度としておきます。

○ 小林博次委員

触れやんでおこうと思ったんだけど、それだけ成果があるのならどうして日本政府に委ねやんの。四日市市民の税金を使うことないやろう。だから、県とか国はどうやって対応させるの。

○ 市川環境保全課長

まず、大気汚染に関してでございますけれども、環境省のほうで都市間連携事業ということで、日中の大気汚染対策という事業を平成25年度から行ってございます。冒頭ちょっと私も資料説明のときにお話しさせていただいたんですけれども、当初から、四日市が都市間連携事業に加わって、こういった環境省の事業費もいただきながら、天津市に赴いて事業をやっているというところで、そのときも日本全国、北九州や神戸やそういうのもこの都市間連携の事業には入っておるんですけれども、ソフト事業に関しまして、このようなセミナーに関しましては、全国に先駆けて四日市がやっておるというところで非常に評価をいただいております。

○ 小林博次委員

評価してもらったのはわかった。金は誰が出しておるの。国から何ぼもらっておるの。

○ 市川環境保全課長

天津セミナーの中でこの事業……。

○ 小林博次委員

セミナーじゃない、この事業の中で。

○ 市川環境保全課長

この事業の中で一部、国のほうから講師費用というような形で、国のほうから学識経験者を派遣いただくなど、非常に充実した内容にさせていただいております。

○ 小林博次委員

質問に答えてほしいんやわ。何か技術的にとか、そんな話をしているわけじゃない、四日市から金を持ち出して一方的にやっているから。もともとこんなやめるべきやというふうに思っているんやけど、でも、成果があつてというので、そんな大きな成果やったら国でやるべきやと言ったら、何かセミナーのときに講師を出してもらおうのかもわからんけ

ど。市が持ち出している金のほとんど国費で賄ってもらっておるの、国の事業なら。

そこをきちっとせんと単なる交流事業。交流事業って、例えば市民レベルの交流事業というんやったらまた別の意味合いを持つ。政府の役人を育てるとかは、そんなおこがましいこと、地方都市がやるべきようなことではないので。何かちょっと思い上がっていないか。あんたら、イオンと一緒に天津に行ってみ、あんたらのほうを見て頭は下げん。イオンのほうへ頭を下げる。全然違うし、それぐらいの程度しか思われていないのに、どうしてサービスするの。天津市の予算、何。1兆円、2兆円、全然違うんやない。援助されてもええぐらいの財政規模なんやから。

だから、やっぱりもうちょっと、一遍やったからええという、そういう話と違って、事業そのものを見直すようなことも。新たに交流が必要ならもっと別の事業展開ということも考えていくべきではないのかなと。

別に、これ、やめよというわけやない、やってもいいけど、やっていく中でやっぱりきちっと方向を見出して。

○ 山口智也委員長

ご答弁、よろしいですか。

そうしたら、追加資料については、以上でよろしいでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 谷口周司副委員長

少し済みません、お願いします。

9ページ、スマートシティのところ、一つ。

これ、下にイメージ図も描きながら、今回新たに6番目として、電気自動車の充電設備というのをふやしてもらったかと思うんですけど、この下のイメージ図でもあるように、次世代自動車蓄電池とかかわる電気自動車、こちらの普及、本番を目指していくのであれば、そういったところも補助を新たに考えていく必要もあろうかと思うんですが、今のところほとんど考えはないかと思うんですが、将来的にこれというのはどういう、市民への普及が広まった段階でされる考えなのか、市ではもうやっているところもあるんですけども、四日市市として、電気自動車への補助金への考えについて改めて教えてください。

○ 山口智也委員長

副委員長、このV2Hとは別ということですか。

○ 谷口周司副委員長

別で。これに関連してくると思うんです。

○ 田中環境部長

このV2Hに限った理由の一つなんですけど、電気自動車、耐用年数がやはり7年から10年、大体車ってそれぐらい、10年ぐらいで買いかえられるということを考えますと、少し期間が短いのかなというのがまず1点あります。

それから、国のほうの補助金が40万円ほどですか、出ているというようなところ。それとあと、以前ご質問でもお答えしたかと思うんですが、選択肢がちょっとまだ少ないというふうに思っています。今ですとリーフとか、そういった車種に限られていて、商用とか、もうちょっと幅広く出てきた段階で、そのときにもとがとれるかどうか。例えば、補助金を出したときに、どれぐらい市民の理解が得られるか、特定の方の財産形成につながりますので、その部分も踏まえて、幾ら出す、出すか出さないかという話になると思うんですが、現時点ではまだ少し早いのかなということで、ただのV2Hはレジリエンスの強化にもなりますし、一度つければ長く使えますのでということで、まずここから行こうと。

その先の自動車につきましては、もう少し選択肢が広がった段階で、さあどうしましょうというのを判断したいし、まだ少し進めるのは難しいかなというところで考えています。

○ 谷口周司副委員長

ありがとうございます。

ぜひ、このスマートシティの構築を目指していく中にはそういった電気自動車の普及というのも大事かと思しますので、ぜひそれを検討していただきたいのと、ちょっとこれ、先ほどの四日市公害と環境未来館の話にもなっていくかと思うんですけど、四日市公害と環境未来館、やはり行ってみると、過去をすごい大事にされているというのは理解はするんですけど、一応名前に未来館というのもあるので、もう少し未来に対してのわくわく感であるとか、そういった展示というのがほとんど見受けられないので、ぜひこういったス

スマートシティとかを体験できるとか、スマートシティで環境にこういう影響があるんだよとかという、未来に対してのところももう少し未来館に視点を当てていただきたいなというのはあるので。かといって過去のことをしないというわけじゃないんですけど、今常設も過去から現在の取り組みとか、現在こうなりましたで多分常設も終わっていると思うんですよ。そこをやはり未来館ですので、未来はこうしていきたいとか、未来のスマートシティを実体験できるとか、そういった環境未来館でも、少しこういったスマートシティなどの未来のところも展示とか、体験もできる環境を整えていただきたいなと思います。

あと1点だけ、済みません。

クールチョイスですが、先ほど部長からも、市民アンケートで8割、温暖化について関心があると、これに対し、びっくりしたという答弁があったんですけど、それにわかるように、市民は既に環境というものにすごい意識を高く持っていて、今さら賢い選択でエコカーやエコ住宅って言われたところで、そもそもやっておるよという、今さら何を言うておるねんというような、ちょっとギャップがあるのかなというので、このクールチョイスというのが余り浸透していかない理由の一つなのかなというのも思いました。

本気でこのクールチョイスをやっていくならば、市がもっと、市民がやっているエコ意識の、その上を行かないといけないかと思しますので、本腰を入れてやらんとなかなかこれはもう浸透していかないのかなと。なので、市長の車を電気自動車にかえてクールチョイスって宣言しているんだからやっていますよぐらいの意気込みがないとなかなか、ハイブリッドかもしれませんが、あんな高級車では一っと乗りつけるよりか電気自動車で環境を意識しているんですよというほうが、まだまだクールチョイスの宣言をした価値はあるかと思しますので、市民が思っている環境意識よりもさらに高く持たないと、このクールチョイスというのはなかなか浸透していかないかと思しますので、ぜひそのあたりは意見として強く述べておきたいと思しますので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○ 森 康哲委員

今の副委員長の中で、スマートシティのところで、環境未来館に確か壁面に発電パネルがついていますよね。上に乗っけるタイプじゃなくて壁面に据えつけられる、曲げてもええような素材で、これは四日市でつくっているからというので、あえて壁面に設置して、発電量も見られるようになっておると思うんですけども、その後、どうですかね、発電

量が落ちてきたとか、また、そういう素材に対して特段の補助を出して市内で広めていくとか、そういう考えはなかったんですって。

○ 田中環境部長

一応発電に関してはそういった素材を使って発電もしていると、ただ済みません、博物館のほうで予算が上がっていますので、ちょっと、申しわけない、把握し切れていないんですけれどもという状況です。

○ 森 康哲委員

博物館と未来館って一緒なんじゃないんですか、入り口のところに表示がありますよね。

○ 田中環境部長

博物館の施設管理全般が向こうになっていますので、そちらの売電量の何wとか、実際に幾ら入ってきているとかは博物館のほうでもらっています。四日市公害と未来館のほうでは、施設管理の部分で太陽光を見ています。ちょっとうちではまだ詳細は把握していないという状況です。

○ 森 康哲委員

先ほども申し上げたように、四日市でつくられているパネルだからというので、あえてあそこに設置したという経緯があるので、これは博物館というよりも、四日市公害と環境未来館として情報は持つておくべきやと思いますし、その後どういうふうに四日市市民に還元できるのかということも大事やと思うので、四日市でつくられているパネルであれば、そこへの補助金を特段として出す、そういうところにもつながってくると思います。スマートシティを構築するのであれば、壁面に設置できるというのはその当時画期的なことだったと思うので、その後どういうふうな開発になって手が加えられているのかとか、そういう後追い、大事やと思うんですけれども、考え方を。

○ 山口智也委員長

森委員のご質疑の趣旨としては、そういったものをまた更新なりするときに補助なりというのも必要じゃないかと。

○ 森 康哲委員

スマートシティという構想を持っておるなら、そういうところの活用の有無も含めて考えていくべきやなという。

○ 田中環境部長

ちょっと内容を詳細に把握しなかったので、申しわけないんですけども、やはり例えば、ものが四日市でつくられているよということであれば後押しをするというのがよくあることだと思います。例えば、豊田市が燃料電池車のMIRAI、ああいったように地域の製品だからと特段の配慮をされている例も見受けられます。そうした視点というのはやっぱり持つておかないかんとおもいます。ちょっと一遍その辺も一度調査というんですか、今いろいろ環境計画の中で見えていますので、その辺も少し考えてみたいと思います。

○ 山口智也委員長

そうしたら、追加の分は、以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

そうしたら、引き続き、追加以外のところに移りますので、資料のほうは、当初予算のフォルダなど数が相当あると思います。当初予算資料等をいろいろ見ながら、またご質問をお願いしたいと思います。

では、順次お願いいたします。

そして、決算の提言のところは、またもう一つ後でさせていただきますので、もう少々お待ちください。

○ 森 康哲委員

資源の持ち去りで、ずっと一部の自治会の方が苦勞されていて、いまだに組長さんがかわっていくと、説明もその都度されているところだと思うんですけども、今の現状って把握されていますでしょうか。

○ 前川生活環境課課長補佐

生活環境、前川でございます。ありがとうございます。

持ち去りの部分に関しましては、やはりいつかのひどかったときよりは少し、若干ですけれども落ちつきを見せているかなという、これも感覚だけの問題ですけど。ただ、それは中心となる人間が、体が悪くなって動けなくなったという、ただ単純にそういうような理由やったというのもあったんですけども、いずれにしてもまだ被害は出ております。

それで、現在の状況としましては、警備会社に委託をしてパトロールもやらせていただいております。加えて職員によるパトロールも継続してやらせていただいております。その中で警察の方と連携をさせていただいて、相手さんをとめさせていただくのは警察の方をお願いするしかないものですから、現在、警察と連携した張り込みというのを、ポイントを決めて、今はまだ2回、今週3回目をやらせていただくんですけども、そういうふうな形で取り組みをさせていただいている状況でございます。

令和元年度について、告発をさせていただいた件数というのはちょっと残念ながらまだ準備中のところがあるだけでまだゼロ件なんですけれども、禁止命令等々を発出させていただいて、何とかそういうふうな形で少しでも進めていきたいと、このような状況で今進めさせていただいている状況です。

○ 森 康哲委員

資源の持ち去りは犯罪なんですか。それとも犯罪ではないんですか。どう行政は捉えていますか。また、警察の判断はどうなんですか。

○ 前川生活環境課課長補佐

この委員会でも毎回ご説明も、お話もさせていただいておりますけれども、いわゆる条例違反ということになりますので、そこで、私らが証拠を持って警察に告発をして、警察の捜査によって簡易的な裁判になるんですけども、そこで初めて20万円以下の罰金ということで適用される場合が出てくると、そこでもう軽犯罪法違反というふうに位置づけられるというふうに伺っております。

○ 森 康哲委員

そうすると、パトロールして警察官に巡回していただいても、現行犯で検挙することはできないと、注意をする程度だということですか。

○ 前川生活環境課課長補佐

率直に申し上げて、警察の方がその場で現行犯で捕まえることはできません。

○ 森 康哲委員

それを条例なら条例で、もう少し厳しい罰則をしている自治体というのがありますか。

○ 前川生活環境課課長補佐

基本的には罰則を条例の中で設けるということは検察庁との協議が、義務ではありませんが望ましいということで、どの市町村も検察庁といろいろ協議をされています。その中で、20万円以下の罰金というのは大半です。さらにそこにもう少し上げた50万円以下の罰金というふうに位置づけられた市町村はあります。

ただ、市町村さんが今どのような実績を上げられてみえるかというところまでは、ごめんなさい、まだ勉強不足でございます。

○ 森 康哲委員

いまだにそんなに減っていないということでもあると思うので、その辺の周知、そして、持ち去り自体はあかんこととわかっていながら、住民は今、指をくわえて見ている状態だと思うんですよ。立っていて見張っている間は来ないけれども、帰るとすぐにとりに来るという状態が各地区で発生していると思いますので、その辺、抜本的にやっぱり考えて、何とかそれが阻止できるようにするべきだと思うので、引き続きやはり警察と協力いただきたいと思います。

以上です。

○ 小林博次委員

この問題、答弁、いつの時点の話をしているの。最近の動きで、メーカーが盗難品を扱うところから来たやつの受け入れを拒否した。警察が動いて一網打尽にした。だから、それ以降、持ち去りはなくなっていると思っておるんやけど、まだ存在するの。

○ 前川生活環境課課長補佐

まだ存在します。

○ 小林博次委員

いやいや、なくなっておるといふ報告、業者からもらっているけれども。

○ 前川生活環境課課長補佐

恐らく小林委員のお話いただいた事例については、持ち去りというよりも、無料で回収しますと、いろんなものを、岐阜のほうではそれを警察が一網打尽にして、一旦は収束したという話は伺っていますけれども、持ち去りを警察でというのは、ごめんなさい、私のほうでは認識をしておるわけではないんです。

○ 小林博次委員

資源物は買い取るメーカーがなければ、持って行ってしょうがないもんやで、終わったというふうに思っておるんやけど、全部捕まったと。

○ 前川生活環境課課長補佐

残念ながら四日市ではまだ、それから愛知県も含めてですけれども、少なくともこの東海エリアでは持ち去りはまだ全部が終息したわけではございません。

○ 小林博次委員

四日市の業者が言っておったから、大助かりしましたと言っておったからそうなんやなと思ったんやけど。

○ 前川生活環境課課長補佐

資源物もいろいろ幅広うございまして、特に持ち去りの一番被害に遭っているのは紙類でございまして、その紙類については、一部の資源化業者さんにご協力もいただきながら、回収ルートといいますか、買い取られるメーカーまでのルートをたどるということでGPSを仕込んで調査をしたりとかというのをさせていただいております。ただ、残念ながら四

日市の場合は過去に1回そういうふうなことをやらせていただいた後は、残念ながらまだGPSでの追跡というのはできておりませんが、愛知県のほうの古紙業界さんのほうがGPSで追いかけて、その行き先が関西のほうだったというところまで突きとめられまして、それもテレビの報道番組で追跡されて、実際に買われているメーカーさんまでたどり着いたというのが、この間も報道されておりましたけれども、そういった意味と、それから、業界さんのほうでも買い取りをやめなさいというふうな指導をしていただいているという成果の中で、買い取るところがなくなっていったので持っていても仕方がないよね、これ、もう売れませんよということで、だんだんやる人間が減ってきたというのも事実としてはあるんですけれども、まだまだそれでも、別のルートもちょっとあって、全部が全部終息したわけではないというふうなことで今は捉えておるところでございます。

○ 小林博次委員

じゃ、実態だけまた教えてくれるかな。

○ 山口智也委員長

また報告をお願いします。

続きます。

○ 伊藤嗣也委員

当初予算の資料の147ページ、四日市公害と環境未来館展示管理運営事業費について伺います。

(2)ですけど、語り部映像業務とか、(3)の展示管理運営費ですが、これ、四日市公害のときの塩浜地区の磯津というところが中心になったと思うんですが、そこにまだ大勢の方が、公害を経験された方が住んでみえる。私も塩浜で自分が小学校に通っておって、夏、窓も開けられずに閉めて、空気清浄器を動かして、まずいうがいをして、肝油というものをもらう、そういう生活を小学校でしておったわけですが、この語り部の人というのは、そこに住んでおって公害を経験した人ですか。

○ 山口智也委員長

語り部の方はどういった方ですかということですね。

○ 大杉四日市公害と環境未来館主事

大杉でございます。

来年度の、語り部さんの証言を撮影ということですが、今当館のほうでは6名の方に語り部さんということで活動をいただいております。そのうちで塩浜のほうにお住まいの方というのが2名みえるということで、その方も含めた現在6名、活動していただいている方からお話を伺いたいというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員

語り部さん2名、塩浜のほうにおられると。ただ、事実を本当に知っている人、残りの4名の人というのは、そのときの実事というのは知らんわけでしょう。誰かから見聞きしたわけでしょう、違うの。そこに住んでおった人って2人でしょう。生活をしておった人というのは。残りの4名というのは四日市公害の経験って、そこに住んでいて経験していた人じゃないわけでしょう。誰かから聞いたり、何かを見たりした人ということですよ。違いますか。

○ 大杉四日市公害と環境未来館主事

塩浜に在住の方というにはお二人なんですけれども、それ以外の4名の方についてもその当時の、例えば塩浜であったり、ほかの地区も含めてですけれども、当時の四日市公害様子を実際に体験された世代の方という方になっております。

○ 伊藤嗣也委員

四日市公害を体験されたというのはどういう体験ですか。

○ 大杉四日市公害と環境未来館主事

四日市公害を体験したということですが、例えば中央、このあたりの地区で実際に学校で勤務されていた先生であるとか、あるいは塩浜のコンビナート地帯でお勤めになられていた方ですとかそういった、生活ではないんですけれども、そういうお仕事の中で実際にそういう経験をされてきた、そういうお話をされるという形でございます。

○ 伊藤嗣也委員

勤めておったり、それはわからんではないですが、そこに住んでおる、それを経験して住んでおった人はさまざまな、公害病の認定のやつを一回なったけどやめたとか、結婚ができなかったとか、いろんな支障で、いろんなことがあるんですよ。

あんたら、そういうことで本当に苦しんだこと、私は、家庭の事情で公害病の認定云々のあれは受けませんでしたけれども、本当に苦しんだ人はいっぱいおるんです。そういう人たちにちゃんと話をして、きちっと本当の経験をした人がご存命のうちに、今でもたくさん住んでみえるんですよ。24時間そこで生活しておった人らが住んでみえる。何でそういう人たちに対して声かけが一切されていないんですが、今、これをつくるのを知らんと言っていますよ。

○ 山口智也委員長

今も生活している方へ、もっとこういった取り組みについて、声かけなどしているのかということですね。今の磯津なんかまだ経験された方が住んでみえるけれども、そういった方に広くこういった取り組みについて周知などをされたのかというご質問です。

どなたか答弁できる方、おられますか。

○ 田中環境部長

こちら、前々から、もっと実態を調べるようにということになかなか表に出しにくいような、実際にこの四日市公害と未来館のところに、いろんな地元の方にお聞きして、いろんな話はやっぱり聞こえてきている。先ほど伊藤委員がおっしゃった話、それから以前に、小林委員からもいろいろあって、お話が聞こえてきて、じゃ、実際にその方に裏をとろうとすると、なかなかそこで行き詰まってしまっているというのは正直あるんですけど、先ほど補償金をいただいてというお話とか、そういうのはやっぱり我々のところに聞こえてきているのは事実です。ただ、お名前が押さえてきちっととなると、なかなかそこでとまっているのはあるんですけど。

この語り部映像については、今、直接館に来ていただいて、あそこで解説講習を受けてもらっている方の映像なんですけれども、やはりこれからだんだん人が減っていつてくる、そういう人もいたわけなんですけれども、それもだんだん消えていつてしまうという中では、やはり先ほど伊藤委員がおっしゃったように、いろんな形で教えていただきたいって思っ

ていまして、もしそういった機会があれば、そういった気持ちをお持ちの方がいらっしゃったら、ぜひそういったのを語っていただいて、残せる部分は少しでも残したいという思いは持っていますので、その辺はやっぱりもう少し整理して、書面に残せない場合もあるかもしれませんが、表に出せない部分があるかもしれませんが、やはり形として何か残していかなあかんという気持ちはずっと持っています。また何かございましたら、ご協力をお願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

ちゃんと探させてもらっています。ぜひ、地元のほうへ、そういう部長のおっしゃったようにされるのであれば紹介をさせていただきますので、私が心配しておるのは、命を亡くした方がおられるし、本当に苦しんだ方もおられるし、今、環境部の中で、四日市公害でぜんそくになった人からぜんそくことを聞いたことある人、みえますか。いないでしょう。いる、お一人。本当に苦しいんです。だから、それを僕は子供、小学校で見てきた中で、本当に事実をきちっと残していかないかんと思いますので、何とかそういう努力を、これを、こういうのを保存することはとても大事やと、同じ過ちを繰り返さないということで大事やと思いますので、つくるのであれば真剣勝負で、本当にその当時の、例えば自分がコンビナートで働いておるから、自分の子供を医者にも診せることができなかつたという人も何人かおられるわけですよ。そういういろんなことがあるので、ぜひ現場へ入って、声を聞いて、私、機会をつくれますからお願いしたい。

それから、(3)の展示物ですが、例えばうがいをしておったうがいの台、一つもちゃんとまともなやつが再現されていないですよ。塩浜小学校にあったわけですよ。それで、うがいの体験ぐらいしてもらったらいいいじゃない、来てもらった人に。あのまずいうがい薬、すぐつくれるでしょう、白い粉のやつ。

そういうこととか、空気清浄器もどんなによいがするか、吹き出し口からのにおい、気持ち悪くなってくるんですよ。真夏に光化学スモッグが出たら先生が窓を閉めろって閉めて、あれ一つだけが回っておって、部屋中が物すごいにおいになったという、そういう経験をしてきておるわけです。私なんか暑いから下敷きを何枚割ったかわからんという記憶があるわけです。

ですから、本当に、教室をまねした展示室がありますよね、あそこも夏、窓を閉め切った温度に設定をして体験をしてもらわなだめですよ。クーラーがきいたところ、あんなの

じゃなかったんだから。もっと悲惨だったんだから。事実を伝える。これが資料館じゃないんですか。うそを伝える資料館をつくってどうするんですか。

○ 山口智也委員長

さまざま今、ご提案、以前からも伊藤委員からもご指摘があったと思いますけれども、そういう中からどういったことが考えられるかというところをご答弁いただければと思いますが。

○ 田中環境部長

どこまで事実を伝えられるか、前回ご質問でもいただいております。

先ほどのうがいの体験、それからマスク、息苦しいですね、昔の黄色いマスク、実物は飾ってありますが、なかなか数がつくれないのであれですけれども、そういった部分とか、あと、温度の問題、それからおいの問題、前、議場でも少しお話ししたかもしれませんが、においはなかなか実際やってみると、ちょっと危険でできなかったというのもあったんですが、そういった体感の持っていく方、それから、あの中であそこだけ温度を暑くするのは実際は難しいというのはあるんですけれども、そういった部分について、例えばしゃべり方の工夫とか、外は暑かったよね、今、例えば夏に来られると外は暑いので、これよりもっと暑かったんだよとか、いろんなやり方が実際あると思います。

そうした中で、この伝え方というのは、やはり時代時代に合わせて少しずつ進化しているかなあかんと考えていますので、ことし、考えておるのが、ご来館目的で来られる方に合わせたお伝えの仕方というのがもうちょっときれいに整理されておってもいいんじゃないの。こういった場合はこうやって伝えようとかというのを今ちょっと整理をかけようとしています。

それから、先般、昔は暑かったよという話、それについてどう伝えるか、伝え方一つでもできることがあるでしょうということで、その部分、今、学芸員とか職員にも申しています。またその辺も一度やっぱり整理して、今言われたことも踏まえながら、少しずつ本当に身を持って知るような、そういったものに変えていきたい、それは考えていますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 伊藤嗣也委員

もうこれで最後にしますが、部長、きれいに伝えるんじゃないですよ。公害をきれいに伝えようって、ごまかそうとするのがおかしいですよ。事実を伝えるの、そこが大事やないんですか。

だから、学芸員さんももっともっと地元へ入って、地元のそういう経験をした人の話を聞いて、触れ合うということがほとんどされていないじゃないですか。要は原点、現場、そこをもっと大事にして、この事業をやるのであれば進めてもらわないと、私はこれ、賛成できかねますので、伝えておきます。

○ 小林博次委員

ちょっと関連で。

それで、ちゃんと調べてくれるの。さまざまなことを。もう何年も僕は言うておるのやけど、例えば、患者の会があって途中で解散するの。何で解散したのか。東京で反対運動が政党でやられるようになって、お互いまた生きていくために苦しくなったら再開をするということで解散していたわけやね。

解散した側の人たちの話は入っていないわけ。左にぐっと寄った人たちの話がずっと入ってくる。それが日本中に伝わっていく。

例えば、学芸員に聞くけど、6年半、公害裁判の傍聴をするのに寝袋を持っていった人の話、聞いたことあるか。どんなにつらいことか。その間患者の会の人たちの家族がけんかをしたり、飯が食えんからですよ。金を集めて持って行って、生活を支えた事実もあるわけだよ。だけど、あなた方、一言も出てこない。

商工会議所の座り込みは書いてくれたか。やっぱりある一面だけ捉えたらあかんって。いいところも悪いところ捉えんと、事実なのよ。行き着くところが偏差値教育ではあかんよと。

どこまで言うていいのか悪いかわからんけど、しかし、これが事実なんだよ。だから、事実はやっぱりきちんと隠さんと伝える。伝えて何も損することはない。それで飯を食おうかというから、それを観光に使おうかというから、けしからん話やないかというて怒っておるだけで、もうちょっとまじめにやれよというのはその辺で。もっとやることあるやろうと。谷口委員が問題提起したけど、やっぱり未来社会をこうつくっていくんやねと。

例えば、10年前に、いや10年よりもっと前や、15年ぐらい前に沖縄に行ったときに、タクシーが全部、電気自動車、スマートシティをつくるということで、順番に実験しておっ

たわけだ。成果も出ているわけよ。ところが、そんなの全然関係なしに、私らが意味のわからん実現難しいような絵だけが出てくる。何かそれはやっぱり若干まずいと思う。

日本中でさまざまな動きがあるので、一遍に100点をとろうというのは無理やから、でも、ここは、隣がホンダの本拠地だ。ホンダは来年度から電気自動車を本格的に販売するわけ。そうしたら、そういう流れに合わせてどうするのというような、そんなことを取り上げて、だから、そういうところで発展していくというようなことが四日市公害と環境未来館の役割と違うのかな。

だから、少し偏っているのは不満がある。別に予算は認めるけど、活動も認める。認めるけど、やっぱりきちっと吸い上げるものは吸い上げて、資料として残すものは残して。あなた方、結局努力していないもん。言うておるだけやもん。誰からか聞いた話を伝えておるだけ。それも一つの役割やけれども、そんな甘いものとは違うんや。もっと苦しんでおるんや。認定患者にもならんと苦しんで死んでいった人が何人おるの。コロナと一緒にやで。

以上。

○ 山口智也委員長

先ほどから、伊藤委員からも、また小林委員のほうからも、この件についてはより実態をもっと地域に入って意見を聞き取って、事実を伝えよという強いメッセージがあったと思いますので、このあたりも委員長報告のほうにしっかり残しておきたいと思いますし、今のお二人からもありましたような内容について、しっかり受けとめていただきたいと思いますので、委員長からもしっかりお伝えしたいと思います。

じゃ、続けて、ちょっと2時あたりになってきましたけれども、一旦休憩を入れたほうがよろしいですか。このまま行きますか。

○ 森 康哲委員

もう少し、何人かあるのなら、確認だけされたら。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

当初、追加以外のところでご質疑がまだどのぐらいあるでしょうか。

加納委員、どのぐらいかかりますか、時間。

○ 加納康樹委員

短いですよ、私。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、続けさせていただきます。

どちらかから。

○ 井上 進委員

エコパートナー事業の中で、再生事業が市民参加の事業として、プロジェクトとしてあったかと思うんですけれども、そういった事業に対しての進捗状況とか、そういった部分でなんか、わかっていることがあればちょっと教えていただければ、どうなっておるのかなって。

○ 大杉四日市公害と環境未来館主事

申しわけありません。詳細な部分まで把握をしておりませんのであれなんですけれども、当館のほうでは単発の講座としてさせていただいておるとい形だったかと思います。

○ 井上 進委員

これは事業とかそういった部分ではないんですか、ただ再生という単発講座でやったという、ちょっと事業というふうに勘違いしておったものですから、その辺、確認したいんですが。

○ 田中環境部長

このアマモの再生プロジェクトは四日市港管理組合のほうで事業化している部分がございます、そこに乗った形で私どもが講座を開いているという、そこに参加してもらいような形で、アマモを海に入れてみようとか、その様子を見ようとかという形で一緒になってやっているというか、事業化しているのがちょっとうちではなくて、四日市港管理

組合のほうになります。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

まずちょっと、確認というのか教えてほしいんですけど、予算書の163ページになるんですが、4款衛生費、清掃費中の塵芥処理費の説明のところの、下から三つ目に、都市美化事業費という項目がありますが、これ、何でしたっけ。

○ 田中環境部長

予算の資料の26分の15ページ、そこに塵芥処理費の節、いろんな内訳とか、概要がちょっと書いてありますので、そちらの真ん中よりちょっと下、横の表でございます。

その真ん中より下に、都市美化事業ってあると思うんですけども、これは中身は自治会単位で実施する町内清掃と路上喫煙防止条例の関係、清掃管理とかそちらの経費でございます。

大きいのは清掃活動のごみ袋、これが400万円ぐらいあって、あと、路上喫煙の関係が同じく400万円、こういった経費でございます。

○ 加納康樹委員

わかりました。

というと、これ、実は前年の予算から比べると200万円程度ですけど、パーセンテージにすると3割増になっている事業なんですけど、それは路上喫煙がふえている、何がふえていますか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

今おっしゃっていただいたものが、おおむね増額の理由、要はパトロールの関係の増額が大きな理由でございます。

○ 加納康樹委員

わかりました。路上喫煙のパトロールはぜひ、行っているところはふえていたので、それがふえているのが確認できたのはいいんですが、さっきの15ページに載っていたからいいようなものの、路上喫煙対策を強化をしますよというものはそこしかないんですね。例示を起こして説明してもらってもいいんじゃないかなと思えたぐらいなんですけど、15ページにしか出ていないんですか、今回。

○ 田中環境部長

こちら、11月定例月議会の債務負担行為の補正ときに回数と増額するという話をさせていただいた案件で、ちょっともう2回目になるかなと思って、少し簡略化させていただいたということで申しわけございません。

○ 加納康樹委員

わかりました。では、そういうことで了解としておきます。

あと、もう一点だけなんですけど、当初予算資料26分の25ページ、埋立処分場管理運営費の2の内容の(3)、当初のときに説明は聞いたものの、二軸破砕機、油圧ショベル購入とあるんですが、購入する必要があるんですか。

○ 山口智也委員長

南部のほうですね。

○ 中山生活環境課長

生活環境課の中山でございます。

二軸破砕機につきましては、今現状も南部の埋立処分場で稼働中ございまして、かなり年数がたって、もう修理するにも部品がないというような状況ございまして、これの買い換えをお願いしたいということと、現状、二軸の破砕機に廃棄物を投入するために必要となる油圧のショベルにつきましても買い増しをさせていただきたいということでございます。

当初予算の説明の折だったか、ちょっとごめんなさい、記憶がもう曖昧で申しわけないんですが、要は今、中国等の輸入廃棄物、プラスチック等の輸入制限の影響を受けまして、

非常に廃プラスチック、あるいは小型家電、こういったものの国内でのダブつきが発生しておりまして、処理費用が、中間処理の費用が非常に高騰しております。ですので、私どもとしましては、なるべく自前で処理をして、クリーンセンター等で処理できるものは処理をして、なるべく外に出す、そういう中間処理に出す量を減らしたいというところで、こういった機材を導入させていただいて、少しでも自前処理でそういった量を削減して、将来の費用負担を少しでも減らしていきたいという考え方で、今回、この購入の予算を上げさせていただいております。

以上です。

○ 加納康樹委員

何で買う必要があるのかという言い方をしたのかというと、中国云々と言われると話が変わるんですが、見た瞬間に思ったのが、南部埋立処分場なので、クリーンセンターが稼働してから、以前と比べると稼働率が下がっているんじゃないのかな、そんなもの、わざわざ買う必要があるのかという、そういう疑問からお伺いをしているんですけど、フルに使っているものなんですか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

フルに毎日がんがん使っているかということ、確かにそういった実情ではないとは思いますが、クリーンセンターで破碎をするのは高速回転破碎機といたしまして、字のごとく高速で、やいばが回って破碎するものでございます。それについては、投入するものにもよりけりで、非常に火花が飛んだり、火災のリスクというものがございます。その点、この二軸の破碎機は、軸が二つある、こういうローラーのものをぐーっと回していく中ですので、そういった火花が散るというリスクはほとんどないということで、処理が適するものと適さないものがございます。

それから、何で南部埋立処分場なのという部分については、単純にクリーンセンターに置く場所がないというのが正直なところでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

二軸破碎機の必要性は何となくわかりましたけど、油圧ショベルを買う必然性というところをもう少しわかるように、納得できるように説明してください。

○ 前川生活環境課課長補佐

前川でございます。よろしく申し上げます。

確かにショベルが何で要るのというふうな疑問を持たれるのは、物すごく普通のことやと思いますけど、破碎機の上から、いわゆる破碎をかけるべきものを投入する場合、人力ではとてもつかんで入れることはできません。ですので、ショベルですくい上げて破碎機の中に投入すると、こういうふうな、そこにも写真を掲載させていただいておりますけれども、下の写真の左側のほうに四角いものがありますけど、これの上から投入する形になります。ですので、そこに流し込んでいくのに、重機がないととてもじゃないけどつかんで入れられないというふうなことで、これ、今ショベルのほうは泥をすくうような、土をすくうようなバケットのついたイメージ図が載っておりますけれども、その先っぽの部分を取り替えることで、爪のようなものに変えて運用することになります。これは、先ほど課長のお話にもありましたけれども、例えば火災が発生した場合なんかは、今、埋立処分場のほうに入れざるを得ないというものもございまして、それから、去年夏に台風の被害で大きな甚大な被害が出ましたけれども、そういった大規模な災害時において、一旦その破碎機で細かく木くずなんかも砕いて処分をするというふうなことに非常に役立つ機械でもございまして、そういった意味でも必要性はあるというふうに捉えております。

○ 加納康樹委員

わかりました。

最後に、ここだけ答弁をいただきたいんですけども、私、見た瞬間に、頻度が少なければ要るときだけ借りたらいいじゃんぐらいの感じで思ったんですけど、そういうわけにはいかないというところだけご説明をいただければ、もう下がります。

○ 前川生活環境課課長補佐

ごもっともなことやと思うんですけど、都合のいいときがないという、欲しいときに借りれないという、こういったこともあって、それと、どうしても処分場、長期的にレンタルすることにもなろうかと思っておりますし、本当に必要なときに提供されない。特に、くどい

ようですけど、何か緊急事態のとき、それこそ災害のときなんかは全部違う方向へ全部出払ってしまって、処分場のほうに回ってくることはまずないというふうなこともございますので、持っておくのは、言葉は悪いですけど必要性はあるかな、損はないかなとは思っております。

○ 山口智也委員長

加納委員のところの一つ確認なんですけど、中山課長が中国のほうで規制が厳しくなったので中間処理が高騰しているということで、前の議会やったと思いますけれども、物は何でしたっけ、何の処理に規制が。

○ 前川生活環境課課長補佐

現在は四日市の場合、資源物という位置づけの中で、小型家電製品も含め、それ以外にその他金属ということで、飲料缶以外の金属類なんかも資源物として回収をさせていただいています。

これが今までは、品物の中でおおむね7割、8割ぐらいが金属であれば、少々プラスチックがついておっても金属として扱っていただけたんですけれども、今はわかりやすいものでいいますと、クリーニングのハンガー、上にプラスチックのラミネートがかかっているようなものも、以前は金属としてきちっと扱っていただいたんですけれども、今はそのプラスチックが邪魔をして売れないという状況になって、全部戻されてくるような状況になっています。こういったものをそのままクリーンセンターで処分はできませんので、かといってそれを全部埋立処分場で埋め立て処分というのは、これはもうそもそもの論点から外れていきますので、一旦それを二軸の破碎機を使って前処理を行って、それから選別をするという流れ、こういうふうなことを自前でやらないと、毎年毎年、きょうお示ししている重機分だけ毎年お金が要るという形になってまいりますので、自前で持ったほうがいいんじゃないかという選択肢でお願いをしているものでございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、その他、ご質疑はまだございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

そうしたら、一旦ここで休憩を入れさせていただいて、休憩後は、残りの決算の提案のシートのところの整理をさせていただき、また関連の質疑をお送りしたいと思います。

再開は14時30分、25分でお願いします。

14 : 12 休憩

14 : 24 再開

○ 山口智也委員長

それでは、質疑を再開させていただきます。

ここからは、政策提言に対する整理についてやっていきたいと思いますが、先ほど、伊藤委員からの追加資料の請求部分についてもまだ質疑が残っておりますので、この後、質疑をお願いしたいと思います。その前に理事者のほうから、今回の政策提言に關しまして整理したシートを作成していただいておりますので、そのシートの説明と、もう一つは、実はこの後、協議会がございますけれども、協議会の一つが条例改正について、後ほど行っていただくんですが、これも当初予算に深く関係してくる内容ですので、この点も、ちょっと要約してお伝えをいただきたいと思いますので、その説明をお願いいたします。

○ 中山生活環境課長

引き続き、よろしくお願ひいたします。

資料のほうは、今しがた見ていただいております、令和2年度当初予算の資料でございまして、26枚物のものがございます。ページは26分の21ページになります。

よろしいでしょうか。

今、委員長ご案内のとおり、昨年の令和元年8月定例月議会におきまして決算の審議をいただく中で提言としていただいたものでございます。

内容でございますが、まず、不法投棄対策の強化についてというタイトルで、1番目と

しまして、監視カメラの増設及び機能の増強について。新規設置台数の増加、これまでは毎年1台ずつの増加でございましたけれども、それについて、もっとたくさん増加をさせるべきである、あるいは一方向しか撮影できないようなカメラではなくて360度撮影できるようなカメラをとというような内容でご提言を頂戴しております。

2番目としまして、不法投棄の根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備についてということで、市民の意識の向上に向けました不法投棄根絶に関する宣言、あるいは、条例による罰則規定の整備について検討すべきという内容のご提言を頂戴いたしております。

これに対しまして、私どものお答えといたしますか、予算上の内容につきましては、まず1番目の監視カメラの増設及び機能の増強につきましては、2月の議案聴取会の折にもご説明させていただきましたが、例年1台の増設をしておいたものを4倍の4台を増設するという形で、予算のほうも従来の150万円から600万円の増額で予算のほうをお願いしたいということでご提案をさせていただいております。それから、カメラの機能につきましても、今年度増設する1台も含めまして、360度撮影できるカメラに機能の増強も図ってまいりたいという形をお願いをいたしております。

それから、2番目の不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備についてという部分でございますけれども、まず、啓発事業といたしまして、環境省が設定しております全国ごみ不法投棄防止監視ウイーク、5月30日、いわゆるごみゼロの日から6月5日という期間がございますけれども、このときに三重県と連携コラボして、広報啓発活動を行う予定で、三重県との調整を行ってございます。

具体的には、泊にできました新しいショッピングセンター、あちらのほうで三重県知事と私どもの四日市市長とがその場に出向いて啓発をさせていただくというようなことで、今、県との調整を行っておるところでございます。

それから、もう一点、罰則規定の整備というところでございますけれども、こちらは先ほど委員長ご案内いただきました、後ほどお願いしております協議会でも詳しくご説明を申し上げますが、平成9年度に制定をいたしました、四日市市を美しくする条例というのがございまして、こちらを一部改正しまして、不法投棄を禁止する旨を明文化した条項を入れさせていただいたり、あるいは悪質なケースについては氏名等を公表できるような、そういった規定を盛り込んで、罰則規定とまでは申しませんが、不法投棄の抑止力の向上を図ってまいりたいという形で今現在検討しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

その協議会の内容なんですけれども、協議会の資料もちょっと。一度ちょっと委員の皆さんにもさらっと見ていただきたいと思いますので、そこも少し要約してお伝えいただくとわかりやすいかなと思いますので。

○ 中山生活環境課長

資料のほうは、006環境部関係資料、追加資料のものと一緒のフォルダに入っていると思います。006環境部（関係資料）の22分の17ページが表紙でございまして、ちょっとめくっていただきまして、22分の18ページ、こちらが後ほど協議会でご報告をさせていただく資料の内容となっております。

概略といいますか、これ、もう概略というか、全部になっているかもしれませんが、先ほど申しました四日市市を美しくする条例というのがございまして、これ、もともとは空き缶等の散乱の防止について必要な事項を定めることで、環境の美化、まちの美化、そういったものを図っていくということを目的としておりますけれども、空き缶等という非常にミニマムなところではなくて、これを廃棄物全体に概念を広げさせていただきまして、まちの美化というよりは不法投棄の防止、禁止、空き缶であろうが吸い殻であろうが、家財であろうが、いずれにしろ廃棄物について適正に処理をしない方法で放ることは全部不法投棄に当たるし、それはだめなんだ、禁止なんだということをはっきり明文化させていただきたいと。

それから、罰則規定という部分でございまして、また後ほどご説明させていただきますが、上位法の廃棄物処理及び清掃に関する法律というのがございまして、そちらのほうに、不法投棄についてはそういったものを怠った場合は懲役5年以下、あるいは、個人であれば罰金1000万円、法人の場合であれば、上限3億円まで膨らみますけれども、こういった罰則規定がございまして、あえて条例でさらにこれに上積みするような罰則規定を設けることはせずに、そのかわりといっちはなんです、悪質なケース、私どもが発する指導、あるいは命令、これに従わないような悪質なケースについては、その者の氏名等を公表できるという規定を新たに入れることで、抑止力の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、三つ目、3番のほうに書かせてもらっているんですけど、周辺自治体と

の調整ということで、実は平成9年にこの条例を制定した当時、周辺の三泗地区の関係町とも歩調をそろえて同趣旨の条例を制定していただいております。ですので、私どもはこういう形で一部改正をするという方向性を持っているというのはもう既に各町さんにはお伝えはしてあるんですけども、それぞれの町さん、いろんな事情がございますので、それに歩調を合わせていただくところもありましょうし、ちょっとうちはまだそこまではいうところもありましょうけれども、そういった協議はある程度必要かなと。ただ、その3町の歩調がそろわない限り条例改正はしないというわけではなくて、私どもは先行してでもやりますよという形で考えておりまして、できれば6月、遅くとも8月には皆様にご提案のほうをさせていただければというふうな考えで今進めております。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

6月か8月定例月議会には上程予定ということでございます。

それでは、これを踏まえましてご質疑をお願いしたいなと思います。

○ 森 康哲委員

先ほどの説明の中に、平成9年に制定されたポイ捨て条例でございますけれども、これ、確か罰則は業者に対して、自動販売機の横に空き缶のごみ箱を設置していない業者をなくすために、ちゃんと設置してよという意味合いの条例やったと思うんですよ。ごみ箱の設置がないところに対する業者の業者名を公表することが罰則の中に入っていたと思うんですけども、それは今回どういうふうな扱いになりますか。

○ 前川生活環境課課長補佐

罰則、ある意味ペナルティーという意味ではペナルティーなんですけど、先ほど課長が申し上げたのは、いわゆる先ほど持ち去りの条例で定められているような罰則という位置づけには、基本的には当たらないというふうに言われています。ただ、公表するということが、最近はSNSなんかですぐに拡散するので、かなりペナルティーとしては重いというか制裁が加えられる位置づけにはなるというようなことも聞いておりますけれども、罰則という言葉でいうと、持ち去りの条例で使われているような罰則とはちょっと意味合いが変わってくるという意味では、公表はします、それは内容は変わりませんが、罰

則という形にはちょっとならんかなと思います。

○ 森 康哲委員

そうすると、自販機は自販機で残っていて、ポイ捨ての意味合いの中では、それはこの適用はしないと。

もう一つ聞きたいのは、コンビニのごみ箱はどういう扱いになっているのか。いつきは表に置いてあったんですけど、ほかのごみをいっぱい置いていかれるという意味で、今もう撤去したり、中に入れたりとか。市民側にとっては使いづらくなっているというように思えるんですけど、その辺の整合性はどういうふうか。

○ 前川生活環境課課長補佐

あくまでも今回の条例、この美しくする条例というのは公共の場といいますか、公園であったり道路であったりと、こういったところに、もともとの条例にはチューインガムというふうに、えらい限定して書いてありましたので、今どきの時代にはちょっとそぐわないのではないのかというご意見もいただきまして、先ほどご説明させていただいたように、空き缶とかチューインガムとかという物を限定するのではなくて、廃棄物という位置づけに文言を改めさせていただいて、全般的にポイ捨てはだめなのよというふうに理解できるように表現を改めさせていただくというふうに考えております。

先ほどお話にあったコンビニエンスストアなんかのごみ箱なんかにつきましては、駐車場なんかも含めてお店の敷地内ということもございますので、このポイ捨て条例はそこまで何か適用できるものでは、ちょっと読みづらいのかなとは思いますが、そこはあくまでも管理者の責任でもって、ちょっと冷たい言い方かも知れませんが、管理者の責任でもって何か自浄努力も兼ねてお願いしますということもあって、最近は店内にごみ箱を置くというようなことをそれぞれの企業さんがご努力いただいておりますというふうに理解しております。

○ 森 康哲委員

たしか平成9年に設置したときの趣旨は、販売責任者としての義務というところで、販売したならそのときの発生したごみをちゃんと処理できるようにせよと、そういう意味合いでごみ箱の設置を半強制にしたわけじゃないですか。それもなくしてしまうわけですね。

○ 前川生活環境課課長補佐

前川です。

いやいや、自動販売機の横に設置する云々、そういう基本的なところは、ごめんなさい、残します。ただ、コンビニの前にごみ箱を置く置かんは、そこからはちょっと枠から外れるかなという認識でおるんですけれども。

○ 森 康哲委員

同じ意味やと思うんですけど、販売者責任としては、そこで買ったものをその場で飲んで捨てるのではなくて、自動販売機も、一旦買って飲んでどこか捨てるのにごみ箱が町なかにはないから設置せよということだったと思います。自販機で買った飲料だって、その場で飲む人は少ない。一旦車の中に持ち帰って、飲んで、次に買うときに捨てる。そういう行動が、サイクルがあったと。

コンビニも一緒じゃないですか。買いに行って、一旦持ち帰って、家へ持って行って、それでまた今度買いに行くときにコンビニのごみ袋に入れてぽいと捨てる。そういうサイクルがあると思うので同じ意味合いだと思うんですけど。自販機はだめで、コンビニはいい、すみ分けがよくわからん。

○ 前川生活環境課課長補佐

ごめんなさい、説明が不十分で申しわけありません。

自動販売機はこの美しくする条例の中では、例えば自動販売機なんかの横に必ずそういったごみ箱みたいな形で、容器を入れるものを設置しなさいよというふうなことを義務づけています。当時は確か自動販売機はあっても空き缶を入れる場所がないとか、そういったことがあったので、それはちゃんと責任を持ってやりなさいよというふうなことでお示しをさせていただいたというのがこの条例の中には盛り込まれております。

先ほどいただいているコンビニエンスストアというのは、コンビニエンスストアのところにごみ箱を設置しなさいというのは、特段私どもうたっておるわけではなくて、ごみ箱はもちろん、お店としてサービスとして出させていただいてはあるんですけれども、表においてあると、一般のご家庭のおうちのごみまで持ってきて、そこに置いていかれるということもあって、店内の中に入れられるというふうな対策をとられているんだという理解な

んですけれども、お答えになっているかどうかわかりませんが、条例の中で申し上げているのは、あくまでもそういった個々の敷地のところではなくて、公共の場、道路であったり公園であったり、あるいはそういったところに置かれているものをベースにしておるわけであって、コンビニエンスストアとかそういった個々の店舗のところまでは、そこまでを入れておるわけではないということでご理解いただければと。

○ 山口智也委員長

公共の場という基準でということ。

○ 森 康哲委員

私がこだわるのは、今現在、その条例が生きているというのであれば、自販機の横にごみ箱が置いてあるわけですよ。その上にコンビニの袋でいっぱいごみを置いていくんですよ。空き缶だけじゃなくて、袋のままコンビニで食べたお弁当とか、いろいろなものが山積みになっているのを見かけるから、今回この四日市を美しくする条例で、そういうところもカバーできないのかと。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

今、森委員さんがおっしゃっておられる自動販売機の横に置いた空き缶回収を目的とする容器に、それ以外のものを不法に置いていかれる事象について、この条例でカバーできるのかできないのかというところですね。

これについては不法投棄に当たります。何人もみだりに廃棄物を不法に投棄したらあかんと、捨てたらあかんよという規定が、その上位法の廃掃法ですね、こちらに規定がございますので、今の場合、自販機で販売した空き缶を回収することが主な目的である容器にそれ以外のものを放っていくのは、これはみだりに放っているという解釈になると思いますので、不法投棄に当たって、この条例で言うところの指導命令の対象になって最悪は公表というところまで行きます。

○ 森 康哲委員

ちょっと意味がわからなかったのは、設置義務を課してごみ箱を設置している、けれど、

そこへ捨てられているものを置く人は市民なわけです。管理責任者じゃなくて、捨てる側を罰則する条例なんですよね。だから、設置者に、事業者に対しての条例ではなくて、市民に対しての条例になっているんだけど、僕が言っているのは、そもそも論で、空き缶のごみ箱を設置しなきゃいけないよというから空き缶のごみ箱を設置しているわけじゃないですか。それがないところは公表するよとあって、罰則がある。そこへ市民が不法投棄で置いていけば、その空き缶を撤去できないわけじゃない、事業者は。そうすると、何が言いたいかというと、モラルの問題なんだけれども、その不法投棄の部分は、結局事業者はとめられない。

○ 中山生活環境課長

現行条例について、自動販売機の設置事業者は横に回収容器を置きなさいよってなっていて、これに反したら罰則とか氏名公表の対象になると、これは変わりません、今後も。ですので、自動販売機を設置しているのに空き缶回収の容器を置かん人については、事業者として公表されるというリスクが発生します。事業者さんは適正に空き缶回収の容器を置いていただいて、そこに空き缶じゃない、全然関係ないごみを放っていった場合は、その放っていった人が不法投棄の行為者であって、これも氏名公表の対象になります。

○ 小林博次委員

違うんじゃない。ごみ箱にごみを放って不法投棄にならんよ。

○ 山口智也委員長

マイクを通じて発言をお願いしたいと思います。記録したいと思いますので。

○ 中山生活環境課長

空き缶を回収するために事業者が置いた自動販売機の横にあるごみ箱に、容器回収用としてのごみ箱に、それ以外の別のところで買ったもの、あるいは自分の家のごみをそこに放っていくのは不法投棄に当たるんじゃないかと私は考えますが。

○ 小林博次委員

あんたが判断するわけじゃない、裁判所や。

○ 山口智也委員長

またそこら辺は、ちょっときちんとまた整理して、事業者側がどういう罰則に当たるのかとか、市民側がどういう場合には罰則に当たるのかというところを少し、先ほど森さんの事例なんかも参考にして、ちょっと整理して、また改めて説明していただきたいと思いますので。

○ 小林博次委員

これ、特出しで、例えば空き缶の散乱を防止するためという条例を整備したんやろな。特出ししたわけや。廃掃法で間に合うなら何もこんな条例を最初からつくる必要はなかったんだよ。特出しにして、市民に協力を呼びかけるという趣旨があったので、それを今回は廃掃法に入れてしまう、そこに規定があるから廃棄物として扱うという発想やと、それだったら条例をつくることないやないの。

だから、空き缶だとか弁当だとか、一般のごみ、こういうものは特出しして書いて、これの不法投棄をやめさせるという条例をやっぱり整備せんと、広い意味でいうと、確かに四日市を美しくする条例の一部改正でそれをやろうかというけど、名は体をあらわすで、それでは取り締まりの効果が上がりにくい。

○ 山口智也委員長

小林委員は、新たに別の条例を設置するべきではないかということ。

○ 小林博次委員

そうや、それで啓発していかんと、表紙にあるわけやし。だから、もうちょっとそのあたり整理してもらわんと、まずいと思うよね。それで、公表もその当時の発想では、SNSで発表すると、そういうことじゃなかったと思うので。そうすると、背景が変わったし、どんなふうに公表するのがいいのか、不必要なダメージを与えるような、そんな対応というのはあんまり正しいとは思わないので、やっぱりそのあたりを慎重にやってもらいたいなと思う。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。

平成9年当時の制定の、その当時の背景というのは実際問題、私、その当時、担当をしておりませんでしたので、想像でしか申し上げられないところは申しわけないんですけども、今現状の条例については、定義の中で、空き缶等というものの定義を、飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすを言うということで、空き缶あるいは弁当がら、たばこの吸い殻、チューインガム、この四つに限定をした条例になってございます。

今、小林委員おっしゃられたように、それだけの特出しした当時の社会的な背景があったのかなど。吸い殻がまちの、要は駅前の中心市街地を中心に吸い殻が散見されたり、チューインガムのかみかすが道路にへばりついておったりとか、こういったことがまみ見られたというような時代背景だったのかなというふうにも思うわけですけども、今現在は、たばこについては同じようなエリアについては路上喫煙の禁止という形で、吸い殻の散乱はなくなったとは申しませんが、当時に比べたら減ったんだろうなというような思いも持っておりますし、空き缶が散乱しておる、先ほど森委員さんもおっしゃっていただいたように、空き缶の容器の回収を義務づけておるというところもあって、空き缶が散乱しておるといふ事象も、その当時に比べれば改善はされているんだろうということもあって、今回、昨年の決算委員会でいただいた提言を機会に、この四つに絞っておく合理的な理由ってなかなかもう今の時代、今の現状ではなかなか合理性がないんじゃないかと。もっとこれを幅広に考えて、要は廃棄物全般としてこれを置き換えることで、もっと使いやすい条例、適用のしやすい条例になるのではないかという思いで、こういった形で考えておるといふところでございますので、ご理解賜ればと思います。

○ 小林博次委員

理解してくれとか、するなとかという問題と違って、もともとはコンビニができて、弁当の空きかすとか弁当くずとか、それからペットボトルのポイ捨てだとか、余りにもガムがその辺に散乱している、車で走り始めるとたばこの吸い殻をば一つと放っていったりというのが、今も状況は変わっていないと思っているんやけど、あなた方、全然運動していないやろう。四日市だけではいかんから、三重郡3町もまとめてポイ捨て禁止の条例をしましょうと条例をつくったらどうなんやというのが始まりで、中身がちょっと矮小化されておったけど、できた。あなた方が積極的に矮小化してきたもんで、しかし、よく考えた

らそれも一理あって、やっぱり特出しして、これとこれとこれは、このまちはあかんよというのをはっきり意思表示することで呼びかける。

当時、罰則規定すら入れ込みにくいので氏名を公表することと、その人を見つけたら、今度はそこに知らせる、こういうところで対応されておるんだな、こんな話で最初やったわけじゃん。捕まえたことも何にもならん、だから、条例をつくったけど、それを実効あるものにしようという努力は、それ以降は見られなかった。見られなくて、現状変わったかといったら変わっていない。しかし、タイトルは、変えていくということになると、やっぱり若干まずいのと違うか。特出しで、やっぱりきちっとこれとこれとこれはあかんよということを示して、協力を求めていく。だから、名前を公表したり、罰則をつくるということもあるけど、協力を求めて実効を上げていくということをせんと、先進国の中で吸い殻をほっておくというのは、今のところ、日本ぐらいしかない、みっともない話なんで。コンビニの弁当を食べたら、そこらじゅう放っておくし、そんなこと、売る側が、例えば弁当に100円ぐらい余分にもらっておいて、くずを持ってきてくれたら100円返してやるよ、そんな仕組みだっけとろうと思ったらとれんことはない。

だから、罰則以外にも幾らでも方法というのはさまざまあるので、例えば職員のOBを雇って、そういうことをきちっとやらせるとか、何かそういう努力がないと、あんたが幾ら作文でつくったって変わらへん。変わらんでは意味がないので。

だから、できるだけ実効性のあるものにして、名前は妥協して、四日市を美しくする条例でも構わんけれども、やっぱり特出しで、これとこれはあかんよということを言わんと、全部あかんよ、法律に書いてあるよというのにわざわざつくることはないの。

○ 山口智也委員長

そうしますと、小林委員のほうからは、今回のこの条例、まだ今回ではありませんけど、この先、6月、8月に出てくる段階までに、もう少し修正なり、または新たな条例として、一部改正ではなくて、新たな条例の制定も含めて再検討というか、そこまで……。

○ 小林博次委員

そこまでは言わんけど、やっぱり特出しで、これはあかんでということを使うような、合言葉みたいな条例にせんと、条例を制定しても意味がないのと違うの。

○ 山口智也委員長

不法投棄は許さないというそういったメッセージが伝わりやすいような条例に、もう少し検討、氏名の公表なんかも含めて、もうちょっとご検討の余地があるのではないかと、そういったお立場だというふうに捉えさせていただきます。

あと、この条例もありますけれども、カメラの増設というところも予算で上がっておりますので、このあたりも追加資料の請求していただいた伊藤委員からも……。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

協議会は後ほど行いますので、まず当初予算のところのカメラの増設のところまでございますので、まずそこのご質疑もまだ途中でしたので、そこをまずやっていただきたいと思いますが。

○ 森 康哲委員

なぜこだわるかという、平成9年に設置されたときと、自販機の横にはちゃんと空き缶入れを設置しなさいよとなって今に至っている。コンビニがごみ箱を撤去した、そうすると何が起こったかという、その空き缶入れの中へいっぱいものを詰めていくわけですよ、コンビニの袋の。入らんようになると、それを上へ積んで、山積みになる。そういう現象が起きている。

それが今回、美しくする条例の趣旨に合うのかどうか。今の現況の、平成9年に制定された条例のために今の現状があるのに、不法投棄の問題だけでそれを同じ条例に盛り込んでいいのかどうかというのを問うているだけで。

○ 山口智也委員長

ですので、森委員、これも先ほど小林委員からも、今後条例の見直しをまた委員会のほうで再検討する場が必要だと思うので、その場でまた、そこはしっかり行政側と議論をしながら、固めながら、条例の一部改正にする場合の検討材料とさせていただくということはあるんでしょうね。

○ 森 康哲委員

最後にしますけれども、何もコンビニの袋のことだけじゃなくて、いろんなもんが放り込まれておるわけですから、本当に。とんでもないものまで。

○ 山口智也委員長

その内容を今回のこの条例の改正に含めるかどうかというところ、これに条例でいけるのか、別にやるのか……。

○ 森 康哲委員

ここまでにします。

○ 中山生活環境課長

森委員にちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、この条例改正云々の中で、要は考慮すべきは、もう端的に言いますと、コンビニさんのごみ箱を外に置いてもらうことを義務づけるような内容にできないかという、そういうことでよろしいのでしょうか。そういうことですね。今までは外にあったので、今、自販機の横にある空き缶の容器の上に変なものを置かれることというのはこれほど起こっていなかったけれども、コンビニさんが経営判断の中で、店内にごみ箱を設置したことによって、そのコンビニさんの外に置いてあったごみ箱に要らんもんが入っていくという、そのはけ口というとあれですけど、その先が自販機の横の回収容器入れのほうに矛先が向かったというのが、今おっしゃっている、そういう内容ですね。わかりました。ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

これは、ちょっとまた、改めてまた協議の場をつくっていかなあかんと思いますので、実際に条例を変える場合にですけれども、今回ではありませんので、またしっかりその場で整理しましょう。

伊藤委員、済みません、お待たせしまして、カメラのところの追加資料がありますので、少しご議論いただければと思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

不法投棄のカメラつけていただいて、いろいろパトロールもしていただいております。減っております。またちょっと新たにふえているところもあるのかなという。

これ、イタチごっこと言ったらおかしいですけども、難しい問題なのかなとは思っております。ただ、ないよりあったほうがええのかなというのがあるんですが、私も以前、防犯パトロールをやっていて、犯罪を抑止するには何が効果あるかというのをご存じですか。これも一つの犯罪ですよね、不法投棄。抑止するのに効果があるのは三つある。それをご存じでなければ施策は打てないと思うんですが。

○ 山口智也委員長

犯罪の抑止のためには何が必要か。

○ 伊藤嗣也委員

どういう視点かな。

○ 山口智也委員長

続けてください。

○ 伊藤嗣也委員

音と光と目なんです。このうちの一つの目というものをやっておるのがカメラですね。ですから、例えば、ほとんど人は通らないところに不法投棄してあると思うんですが、カメラがありますよって、ただ夜来たら、カメラで撮っていますよというのがわかるのか、このカメラは抑止もあろうかと思うんですけど、不法投棄という犯罪を犯した人間を後から追跡したりするためが目的で設置されているのか、予防なのかということも伺いたいんですが、もし、犯罪の抑止という防犯の観点が強いのであれば、そういうところへ来たときに光、例えば回転させる何か光で当たる、フラッシュライトであったり、音、注意を喚起するような音を鳴らすというのがセットされることによってもっと効果があるのかなと思うんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。ありがとうございます。

資料のほう、22分の14ページで今ごらんいただいていると思いますけれども、こちらの四日市の地区図の左上にちょっと四角で囲んで、カメラを設置する場所については人目につかない道路沿いの場所を撮影できる位置に設置をすると。下にちょっと小さい字で恐縮でございますが、抑止効果を高めるため、カメラがありますよ、撮影していますよということ告知する看板は人目につく道路際とか、そういったところに設置をするということで、今、伊藤委員よりお尋ねいただいた、摘発をするための証拠を押さえるというよりは、そういう行為を起こさせないための抑止力としての位置づけで、私どもはカメラを設置しておるとい、そういう考え方でございます。

それから、今おっしゃっていただいた、カメラで撮る云々よりもセンサーライトで夜間の場合、ある程度近づいてきたらフラッシュライトがつくとか、そういった光についての内容も非常に抑止力が高いなと私も感じる場所がございますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

よくほかの部署の予算で、通学路とか、地域に防犯カメラというものが今、市の補助があって設置されておりますよね。あれ、抑止もあるし、もし犯罪が起こった後のこと、データを見るというのもあると思うんですね。だけど、環境部さんの場合は、相手が捨てられたものという考え方なのかわかんないけど、データを有効に使わないのであれば、ダミーでいいわけですよ。

私は、これ、本物をつける意味が、後から利用するというのがあると思っていただけで、今の説明ですと、抑止だけですと本物が要るのかなと。今、ダミーでも本物と全く同じものを売っていますので、それよりも各国の言葉で、夜間でも光るような抑止の何かプレートをつけるとか、光とか音とかというほうに予算を回したほうが、もし抑止だけ、防犯だけしたら、犯人を警察に通報する、何かのデータとして利用するなら本物やし、そこら辺、ちょっと今、わからないんですよ。値段が全然違いますので、維持管理費用も。

○ 山口智也委員長

よく映るやつを、高精度のやつをつける意味というところ、もう少しわかりやすく説明

してください。抑止力だけではなくて、今まで同一人物だったというのがわかりづらいところをしっかりとやっていくというの、以前説明があったかと思うんですけども。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室、中尾です。

ちょっと補足といいますか、まず、今回、予算要求させていただいたカメラなんですけれども、LEDのセンサーライト、これは一応設置しておりまして、夜間、人が近づくとセンサーがつくという形を採用していますのと、あと、看板も、委員おっしゃられたように、車の光とかが当たると発光するような、そういった塗料で、そういった抑止力につながるような形にちょっと改良させていただこうかなと思っておりますので。

前回の議会でもちょっとお話ししたかと思うんですけど、実際に過去映っていたケースはあって、ただ、警察のほうと相談した結果、告発等には至らなかったんですけども、当然抑止力が第一なんですけど、結果的に映っていて、またそういった証拠として採用できる可能性もあると思っていますので、メインは抑止力ですが、当然証拠能力として使えればという思いもあります。

○ 伊藤嗣也委員

お二人の方のご答弁がずれておると思うんですが、もう少し、かなりのお金がかかるので、維持管理も要るし、目的をはっきりしておかないといかんと思うので、もう少しわかりやすくまとめて……。

○ 山口智也委員長

部長から答弁をお願いします。

○ 田中環境部長

こちらの監視カメラについて、先ほど伊藤委員がおっしゃったように、1台150万円します。何でもかと言われますと、上にソーラーパネルが張ってありまして、なおかつと一定の高精度なカメラが要りますので非常に高いんです。

実際の運用でどうやってしているかというのと、今24台、これだけあったらやはり寿命というのがどうしてもございまして、昔のはもう十数年前ですので、じゃ、動くのかいうと

残念ながらというところがあります。そういった部分はダミーカメラで実際運用している部分もあって、それを組み合わせて使っているというのがあります。場所によっては、どちらかという、人目につきにくい所に狙ってつけることも、ここにごみを放られると嫌だよねというんだったら狙ってつける箇所と、やはり主流は抑止なんですけれども、使い分けていますので、それはちょっとケース・バイ・ケースで実際使っています。

先ほど委員おっしゃったように、ダミーのがいいよねというなら、やっぱりダミー、古くてもう使えないやつをそこへ持っていきますが、ダミーは本当に安いので、そののがよければそちらもやっぱり組み合わせていきたいという思いは持っていますが、今のところは、やっぱりまずちゃんとしたのを置いておかないと、壊れたのはダミーでという組み合わせで運用したいので、ちゃんとしたやつを今買っているという感じで運用しております。その辺も踏まえた形にはなっております。

○ 伊藤嗣也委員

私、ダミーがええと言っているわけではないです。要は、理事者の皆さんがちゃんと目的をきっちりして設置する。だから、ダミー、割れたやつをダミーに使う、これも有効活用でしょう。だけど、ここは本物をつけやないかん場所、ここはダミーでいい場所ということをちゃんと調査をした上で設置していかないといかんと。それを申し上げているわけなんですよ。

ですから、ここにはダミーが載っていませんが、載っていないですよ。ですから、本来ダミーもわかるように載せておいていただくと、実際稼働している実機とダミーがよりわかるかなと思うんですが、ダミーは載っていないという理解でよろしいですね、ここには。

○ 中山生活環境課長

今現在24台設置しておるカメラの中にはダミーもございます。

もう一つ申し上げますと、今度、来年度予算をお願いしています4台のうち、何台かはダミーで、何台とは今この場でよく申し上げませんが、全部本物というわけではございません。どこに設置するものが本物でどこがダミーかというのはちょっと私、今ここでは申しわけございません、抑止力低下を招く可能性もありますので、ご容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

私は言わないですけど、これ、マイクで言っておるから今の答弁になろうかと思うんですが、来年4台つける予定の中にダミーがあることも初めて知りまして、驚いた次第でございます。それは戦略と、ええふうに解釈すれば、環境部さんの戦略なのかわからないんですが、これ、予算の審査でございまして、何やったら秘密会にして、きちっと教えてもらうのはありがたいなと思うんですが、委員長、どうなんでしょうか。

○ 山口智也委員長

ダミーも入っているという説明は今までありましたか。この4台については本物じゃないんじゃない。

答弁は正確に。今のは間違いないですか。

○ 伊藤嗣也委員

委員会のほうでどこに設置するのが本物で、どこに設置する予定がダミーかと言えないようでございますので、そうしたら、本物の値段とダミーの値段というのがわからへんの、委員長にお任せします。

○ 山口智也委員長

監視カメラ購入費6000万円となっておりますけれども、そうすると……。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室の中尾です。

本物のカメラが1台当たり、今210万円で、ダミーカメラが1台当たり90万円でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ダミーが90万円。

○ 山口智也委員長

それは妥当な金額ですか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

中尾です。

ダミーも見た目は当然本物と同じで、支柱を立てたりとか、カメラ自体も当然中身を、機械を入れれば撮影できるというものを設置しますので、費用的にはやはりこのぐらいかかるかと。

○ 山口智也委員長

そうすると、ちょっと話をまとめると、伊藤委員のほうからは抑止力という目的、それから、きちんと証拠を押さえて、その後の捜査に役立てるという、そういった二つ目的があるけれども、ダミーと本物を組み合わせて、両方の目的のために今回設置するという、そういった理解でよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

最後に、1番から24番まで、今ありますよね。この中で本物とダミーと両方あるかないか、全部本物なのか、それだけ確認させてください、最後に。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

中尾です。

委員おっしゃるように、本物とダミーが混在しておりまして、おおよそで半々ぐらいでございます。

○ 伊藤嗣也委員

よくわかりました。私はてっきりを本物と信じておりました。わかりました。ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

他にご質疑、ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

決算で、うちの委員会が言ったのにもちゃんとそれなりにしてもらっているんで、評価もしていきたいと思うんですが、どうしても納得ができないのが、ダミーを含め監視カメラの位置の偏り。何でこういう位置になるのかだけちょっと、私と小林委員が納得できるように説明してください。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

設置の考え方でございますけれども、まず、我々の不法投棄パトロール班が市内を巡回しておりましてパトロールしております。その結果で、不法投棄多発地点と言われる場所を地図に落とし込んで把握をしているのと、当然住民様、自治会様から情報をいただいて、このあたりが多いねという情報もつかんでおりますし、ただ、カメラを設置する場合に、基本的に公道に設置するわけですが、例えば道路沿いに設置しようとするときに歩行者であるとか、車両であるとかから、当然邪魔にならない位置、危険にならない位置に設置というところで、いわゆるデッドスペースというところを探しながら設置をしております。そういう関係もあって、設置できる場所というのはちょっと限定的であるというところと、あとは、やはり多発していて、市として設置が必要だという地点を選定して今の状況でございますので、今後、当然さらに設置が必要な場所というのが今、設置していない地区になる可能性も当然ありますし、そういった中で、現状は今、若干見ていただくと偏っているかなという状況なのかもわかりませんが、必要な場所に設置した結果が現状でございます。

○ 加納康樹委員

これ以上、とやかく言うつもりはありません。私たちの政策、提言シートに基づいて、ダミーを含むとはいえ、カメラの台数もふやしていただく予算を組んでいただいたし、この先、議論はどうやらありそうですが、条例改正のところも、逆にこれはもう理事者の皆さんから投げかけてもらったぐらいの形ですので、これ以降、私たちの委員会のほうでも議論もしていきたいと思えます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

今のところでまとめていただいたと思いますけれども、整理をさせていただくと、さまざま意見がありましたけれども、カメラの増設の部分については、これはしっかり反映していただいているという整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

また、条例については、今後の、さまざま意見が出ましたので、もう少し整理をする必要もあろうかと思しますので、これについては、反映ありとまでは言い切れないものかなというふうに思います。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

ありという整理をさせていただいて、この後、当委員会のほうへ、また理事者としてしっかりこの件についてはどういった改正をしていくのかということを決めていきたいと思しますので、そのあたりはご了解いただけますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

言い忘れた、カメラで。

今、本物とにせものがあるということを明確におっしゃっていただいたのはいいんですが、委員会にも内緒しておったわけですから……。

○ 小林博次委員

いやいや、公表したやん。

○ 伊藤嗣也委員

要は、ここを見る限り、本物、にせものがわからんので、資料が、だから、地元に対しても本物かにせものかは言うんですか、言わないんですか。実はにせものがついておるといふことで、こちらへ指摘されたりするので。

○ 小林博次委員

移動したりするんや。

○ 伊藤嗣也委員

実際に移動させているのならあれですけど、情報を地域におろさんでお願いしてほしいんですよ、本物かにせものか。そういうことはできますか。

○ 山口智也委員長

逆にそういうのは変に伝えるなということですね。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

委員おっしゃるように、これ、ダミーか本物かわかるとまずいんですね。当然、ダミーであれば映っていないので、捨てられてしまう。地元には情報はおろしてありませんし、どなたも知らない状況で我々だけが把握しておりますし、小林委員おっしゃったように、入れかえもしますので、もともと本物とっていてダミーになって、そういうこと、あるんですけども、どなたもわからない状況で運用をしております。

○ 伊藤嗣也委員

それが入れかわったというと、こっちへ文句が来るんですわ、入れかえの工事をしたということで、工事業者から聞いたか知らんけど。とにかくその辺、気をつけてくださいということだけ、最後に申し上げて、よろしくお願いします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、ご質疑はこの程度とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

ということで、ここまで質疑をさせていただきましたので、この後は、討論、採決に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条債務負担行為（関係部分）につきまして、討論のある方はご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

討論もございませんので、本件につきましては、採決の方法でございますが、簡易採決とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、本件につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することに決しました。
全体会送りがございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、一旦休憩を入れますか、もうそのまま補正に行かせてもらってよろしいでしょうか。

では、補正のほうに行かせていただきたいと思います。

それでは、ここからは、議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）に係る環境部所管部分の審査を行ってまいります。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

（発言する者あり）

○ 山口智也委員長

入れかえありましたか。失礼しました。

そうしたら休憩しますか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

それでは、再開は15時30分です。

15：16 休憩

15：28 再開

○ 山口智也委員長

皆さん、お疲れさまです。最後までよろしく申し上げます。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第2項 清掃費

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

そうしましたら、続きまして補正予算ということで、議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）につきまして、まず、資料の説明を求めます。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。引き続きよろしくお願いたします。

資料につきましてはタブレットの07都市・環境常任委員会の、228補正予算資料をお願いいたします。228補正予算資料でございます。よろしいでしょうか。

令和元年度一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

資料のほうは4分の3ページをお願いいたします。

まず、北大谷斎場整備事業費（アセットマネジメント）に関しまして、現在施工しております外壁改修工事につきまして、入札により不用額が生じたことから、減額補正を行うものであります。

続きまして、朝明広域衛生組合負担金であります。こちらは、去る2月4日に開催されました組合議会におきまして、汚泥処理委託料の減額補正に伴いまして、本市を含みます1市3町がそれぞれ負担する組合負担金が減額されたことから、本市の歳出予算につきましても、相当額を減額するものでございます。

次に、ごみ処理施設管理運営費であります。こちらにつきましても、楠衛生センターの解体工事及び施工監理業務につきまして、入札による不用額が生じたことから、減額補正を行うものでございます。なお、解体工事につきましては既に上物、建物については撤去が完了しておりますが、ごみ焼却施設の基礎部分を撤去しましたところ、少量の投棄殻などの廃棄物のほか、地下水の浸出が確認されました。そのため、予定どおり基礎ぐ

いを撤去するか否かについて検討しましたところ、当該地は海に面しており、今後も相当の地下水量の浸出が見込まれ、くいの撤去を行った場合に、地盤の軟弱化を引き起こす可能性があること、さらに、先ほど申し上げましたとおり、建物の撤去が完了し、当該地が既に更地であることを踏まえまして、建物の基礎及びくいを残置することも含めまして、施工業者との協議を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、埋立処分場管理運営費でございますが、こちらにつきましても、処分場の管理業務委託につきまして、入札による不用額が生じたことから、減額補正を行うものであります。

続きまして、資料4分の4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。

埋立処分場環境整備事業費のうち、市道小山山田線道路拡幅事業につきまして、必要な用地取得に際しまして、市外、県外に在住の一部の地権者の方、3筆で5名様でございますが、この方の境界確認書への同意に日数を要しておりまして、登記業務委託及び用地取得契約の年度内完了が見込めない状況でありますことから、予算の繰り越しをお願いするものでございます。なお、境界そのものには争いはなく、境界立ち会いは完了しておりますので、可及的速やかに境界確認の同意を得て、鋭意事業を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうでしたら、ご質疑がありましたらご発言願います。

○ 森 康哲委員

朝明衛生組合の負担金のところで、汚泥処理の委託料の減額ということで補正が上がっているんですけども、補正後の予算額を見ると、2億7638万6000円と結構な金額が上がっているんで、先ほども申し上げたように、もしこれがプラスの発想に転換できるような方法があれば大きな財源になると思うので、マイナスイラストの際限、そういうところもしっかり研究をお願いしたいと思いますので。それだけです。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

そうしたら、ご質疑もないようですので、これより討論に入らせていただきます。

議案第125号につきまして討論のある方はご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

討論もございませんので、簡易採決でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りがございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体を送りなすとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、理事者の入れかえはございませんね。

引き続きまして、ここからは都市・環境常任委員会として、当委員会へ付託されている1議案について審査に移ります。

議案第111号 四日市市楠衛生センター設置条例の一部改正について

○ 山口智也委員長

それでは、議案第111号四日市市楠衛生センター設置条例の一部改正についての審査を行ってまいります。

本件は、議案聴取会で委員から追加資料の請求がございませんでしたので、質疑から入らせていただきます。

皆さん、資料の準備はよろしいでしょうか。

タブレットを申し上げます。タブレットの都市・環境常任委員会の中の104のフォルダの中の提出議案参考資料です。この中の、111号ですので、26ページをお開きください。よろしいでしょうか。

そうしたら、ご質疑がある方はご発言願います。

特にございませんでしょうか。よろしいですね。

(なし)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、質疑もないようですので、これより討論に入らせていただきます。

議案第111号四日市市楠衛生センター設置条例の一部改正につきまして、討論のある方はご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ないようですので、これより採決に移らせていただきます。

本件につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することに決しました。

[以上の経過により、議案第111号 四日市市楠衛生センター設置条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、以上で一般議案についての審査を終了させていただきます。

15 : 34 休憩

15 : 58 再開

○ 山口智也委員長

ここからは、令和元年度第2回同和行政推進審議会及び第3回人権施策推進懇話会が開催されておりますので、所管事務調査として、当委員会が所管する部分の説明を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いします。

○ 伊藤人権行政監

人権行政監の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

私どもは、今年度、人権・同和政策課が所管しております。四日市市同和行政推進審議会と人権施策推進懇話会についての報告をさせていただきたいと思っております。

審議会、懇話会ともに、5月開催分までは11月の定例月議会で報告のほうをさせていただいておりますが、その後、審議会と懇話会を1回ずつ開催いたしておりますので、それにつきましてご報告をさせていただきます。

資料のほうでございます。タブレットのほうは、10、2月定例月議会、07都市・環境常任委員会、008人権所管事務調査（都市・環境常任委員会）、こちらのほうをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらのまず4ページのほうをお願いいたします。4ページが四日市市同和行政推進審議会について、その概要をまとめたものでございます。

本年度第2回の同和行政推進審議会は、1月15日に開催をいたしました。今回の審議内容のところでございますけれども、昨年度策定いたしました四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針に関する活動や事業について、ご意見をいただきました。

1枚めくっていただきますと、5ページからは当日の資料となっております、6ページが委員名簿となっております。

委員名簿の一番右の欄をごらんいただきますと、学識経験者2名、関係機関等の代表12名の合計14名の委員名簿となっております。1月15日の審議会には、このうち2名が体調不良または休養のためご欠席でございました。

7ページのほうをお願いいたします。

12月4日に開催いたしました専門部会、統括ワーキング検討会の委員名簿となっております。学識経験者1名と関係機関等の代表4名の合計5名でございます。こちらのほうは欠席はございませんでした。

8ページをお願いします。

具体的方針、9ページ、10ページが具体的方針に関する活動と事業を取りまとめた総括表となっております。分類ごとに、事業名、担当所属、具体的方針の関係する項目を示しております、43事業でございます。

11ページからが、それら活動の事業ごとの内容をまとめました一覧表となっております。

そのうち、数事業を具体的に説明を行いました資料が16ページからとなっております。

審議会で委員の皆様からいただいた意見につきましては、4ページのほうにお戻りいただきますと、中段に委員の主な意見等としてまとめてございますが、一つ目にありますように、現在の同和行政は一般施策を活用している、このことから、部落差別の解消だけにとどまらない、同様の生活課題を抱える市民にも有効な施策として、その重要性を対外的に示し、市民の理解を深める努力をしてほしいでありますとか、四つ目の、ネット上にはフェイク、うその情報があふれており、そういった情報に基づく誹謗中傷や差別意識の増幅傾向をとめない限り、部落差別もなくなる。そのため、メディアリテラシー養成を通じた人権教育にしっかりと取り組み、子供が情報に接した際に疑う力を養ってほしいなどの意見をいただきました。

なお、これら具体的方針に関する活動や事業につきましては、その成果や課題、そして今後の方向性を統括ワーキングで協議、検討の上、審議会で報告し、意見をいただいております。

次に、人権施策推進懇話会についてでございます。

30ページのほうをお願いいたします。30ページは1月22日に開催をいたしました第3回の人権懇話会について、その概要をまとめたものでございます。

議論の内容についてでございますが、第1回の懇話会で、本市の昨年度の人権施策を集約いたしました人権施策推進プラン管理表に対していただいた意見を取りまとめた外部評価報告書（案）についてと、来年度に改定予定の人権施策推進プランの見直し案に対して、第2回の懇話会でいただいた意見をもとに再度修正いたしました見直し案について、それぞれご意見をいただきました。

31ページからは当日の資料となっております。

32ページが懇話会の委員名簿でございます。委員7名のうち、1名が急な体調不良によりご欠席でしたけれども、懇話会では事前にお聞きしておりましたご意見を報告させていただいたところでございます。

33ページから66ページが外部評価報告書（案）でございます。うち37ページが第1回の懇話会でいただいた意見を取りまとめた外部評価（案）でございます。

また、67ページから83ページが四日市市人権施策推進プランの見直し案、84ページから92ページまでがプランの見直し対照表でございます。

懇話会で、委員の皆様からいただいた意見につきましては、30ページのほうに戻って

ただけませんでしょうか。申しわけございません。

中段に委員の主な意見等としてまとめてございますが、そのうち、外部評価報告書（案）につきましては、高齢者等の移動が困難な状況が課題であるとして出された意見をまとめた外部評価報告書（案）では、移動手段の確保の課題であることがわかりにくいため、移動手段の確保の課題が明確になるように文章を整理するとよい。また、バリアフリーのまちづくりの1例として避難所運営を挙げ、あらゆるバリアフリーの充実に向けてさまざまな分野が連携するとあるが、さまざまな分野の連携という表現がわかりにくいため、例えば、女性、障害者、外国人などの分野を具体的に記載してはどうかとの意見をいただきました。また、人権施策推進プランの見直しについては、移動手段の確保という課題の記載が、記述が、プランの「はじめに」しかなく、「3の人権の視点から見たまちづくりの推進」、こちらのほうには移動手段の確保を書き加えるとよいのではないかと意見をいただきました。

なお、外部評価報告書（案）につきましては、ご意見を踏まえ、修正をいたしまして、正副会長の承認により成案とすることで、委員の皆様のご理解をいただいたところでございます。また、成案となった外部評価報告書につきましては、各分野の施策を反映いたしてまいります。そして、人権施策推進プランの見直しにつきましては、いただいた意見を踏まえまして、さらに修正を加え、令和2年度5月に開催予定の懇話会において、再度修正案を提示、提案させていただきまして、最終の見直し議論を行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 加納康樹委員

資料でいただいたよっかいち人権施策推進プランの案のところですか、67ページ以降。67ページには色つきは変更したんだよというところで、後ろをざっと眺めてみると、僕、感心したのが、それまで入っていなかったいじめというところをちゃんと取り上げてもらっているのは感心したんですが、今の説明の中にはその変更のくだりのご説明がなかったんですけど、これはどういう形でいじめが追記になったのでしょうか。

○ 伊藤人権行政監

こちらのほうは、今年度懇話会のほうを3回開催させていただいております、1回目、2回目という中で見直し案をご意見いただいております、そのときに既にご意見の中で加わってきた部分になっております、3回目のところでいただいた意見ではなかったということで、今回の報告には上げさせていただいていないんですけれども、これについては11月月定例月議会のところでご説明のほうをさせていただいております。

○ 加納康樹委員

いいことだなと思いました。たしか総合計画のほうには、いじめに対しての決意は全く書かれていなかったと思うので、こちらでは書いていただいております。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 山口智也委員長

そうしたら、ございませんので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。それでは、大変お疲れさまでした。

そうしたら、インターネット中継はここで終了とさせていただきます。

さきにご案内のように、2月定例月議会の議会報告会、シティ・ミーティングは中止となりましたので念のためお伝えさせていただきます。

次に、6月の定例月議会の議会報告会、シティ・ミーティングですけれども、既に議運で決定されておりますように、6月につきましては4常任委員会合同で行うことが確認されておりますので、日時、時間、場所だけお伝えさせていただきます。令和2年7月8日水曜日、18時30分から20時30分ということで、場所は総合会館7階、第1研修室で行われますので、お伝えさせていただきます。

次に、4 常任委員会報告会ですけれども、ご案内させていただいていると思いますけれども、令和2年4月23日木曜日、午後1時からです。一応役割分担なんですけれども、資料のほうは所管事務調査報告書を取りまとめたものにさせていただく予定です。説明は正副委員長でさせていただきます。質疑については、毎回のことですが、全員で対応させていただきますので、よろしくお願いします。

次に、令和元年度都市・環境常任委員会年間白書の内容なんですけれども、これも例年のことなんですけれども、委員会開催状況、委員長報告、所管事務調査報告書、行政視察報告書、議会報告会の概要をまとめた白書になる予定です。ですけれども、その他に委員会として、もうこれも入れたほうがいいんじゃないかというご提案がもしありましたらお願いいたします。特にないでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

では、正副一任をいただきたいと思います。

次なんですけれども、所管事務調査の中長期テーマということで、今まで当委員会でも所管事務調査を行ってきましたけれども、これは来期も引き続き中長期テーマがもしあれば、これを申し送る必要がございますので確認をさせていただきたいと思いますけれども、特にこれは来期もやるべきではないかという中長期的なものは。

○ 加納康樹委員

全く個人的な希望なんですけど、調査もしつつ、来期の行政視察もしたいなと思っておいて、何かというと要は国体なんですけど、国体に向けてもういよいよ迫ってくるので、いろんな調査もしつつ、かつ10月に鹿児島に行きたいなと。その期間中にぜひ行きたいんだけど、だから、そのときに何が考えられるかという、向こうの説明者は要らない、向こうは忙しいから。ただ、もうまさに鹿児島のとこに行って一聴衆として国体とはどんなものやと。スポーツ関係やっているけど、国体って見たことがないので。

自分たちがその競技でいけるということもないし、別にそこで説明者なんて要らないので。そこに私たちがそれぞれ行って、感じてくる必要がというところにつなげたいというのが、非常に個人的な希望です。別に偏っているんで、聞いてもらう必要全くないんで

すけど、私はそう思っていますというだけです。

○ 山口智也委員長

以前も国体に関しては、加納委員から所管事務でというご要望がありましたけれども、国体を実際に現場に行って、鹿児島に行って見るというご提案がありましたけれども、これは来期させていただくことについて皆さんご意見はよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

それと、中心市街地のいろいろな諸課題があると思うので、あわせわざでいいで、例えば鹿児島だったら、路面電車が走っていますよね。ああいうところの交通施策もあわせてもし見ることができるんやったらそれもプラスになると思うし、まちづくりをあわせて所管事務としてできればよりプラスアルファになると思うんですけれども。

○ 山口智也委員長

駅前周辺事業について、これは1回やっていますので、それもまた来期もやりたいということですね。

○ 伊藤嗣也委員

日程がとれば、私は賛成で。

○ 山口智也委員長

皆さん、特にご異議はないでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

じゃ、二つご提案いただきましたので、どちらも鹿児島というところが共通しているのかなど。

○ 加納康樹委員

でも、正直駅前が鹿児島じゃないほうがいいような気がする。鹿児島はだってみんな忙しいんだもん。

○ 森 康哲委員

見るだけで。

○ 伊藤嗣也委員

ただ、もしあれやったら、どっちか飛行機とかというのは。電車やと大分かからないですか。それがちょっと気になるだけで。

○ 山口智也委員長

これ、視察の旅費規程はどうなっているのか。それもちょっと基づいてじゃないと。

○ 加納康樹委員

鹿児島やったら飛べると思うけど。

○ 山口智也委員長

それはまた、規程とまた確認させていただきます。

そうしたら、この2点については来期に向けても引き続きということでありましたので、また検討させていただきます。

それから次に、6月の、次の休会中の所管事務調査なんですけれども、4月16日の午前午後、もしくは4月17日の午前午後、4パターン、4枠あるんですけれども、ここで所管事務調査をまずやるかやらないかというところを、皆さんに決めていただこうと思っているんですが。

○ 伊藤嗣也委員

仮に決めてもいいんですけども、今のコロナの件が心配なんですけど、やるとなったら決めておいて、その辺は臨機応変な対応でお願いできればと。

○ 山口智也委員長

それも議会運営委員会と相談して、議会全体の動きとかが関連してくるので。

○ 伊藤嗣也委員

それでやるんなら、どちらでも。それは特段。

○ 山口智也委員長

コロナ抜きでやるべきではないかというところでいくとどうかなというところなんです。先ほど、近鉄の駅前周辺、JRの駅前周辺については、前回、1月にさせていただいておりますので、個別にそうしたら来期という先ほどご提案もあったので、これはまた来期できるかなと思うんですけれども、4月にやる、どうしてもこれもやるべきだというのがもしあったら、ここでまた別のテーマとなると思いますけれども。

特に伊藤委員はないですかね。

○ 伊藤嗣也委員

ないです。

○ 山口智也委員長

4月、さっきの実は議論の中で、まちを美しくする条例の説明のあれもあるし、あと、上下水道のところで楠のポンプ場の報告もあって、所管事務調査をやらないにしても、その報告の機会だけは一回ちょっと集まってもらってもわかりませんもんで、その機会しかないもんですから。

○ 伊藤嗣也委員

あれ、ちょっと重症ですもん。

○ 山口智也委員長

そうやで、ちょっとそういう機会は設けたいと思うんですけど、所管事務調査はどうですか。

○ 伊藤嗣也委員

それで私はいいと思います。

○ 山口智也委員長

それだけでも結構また多いと思いますので。

○ 伊藤嗣也委員

正副にお任せしますわ。

○ 山口智也委員長

日程だけちょっととらしていただいてもよろしいでしょうか。

皆さん、この日はあかん、この日の午前午後があかんというのがあったらちょっと。特にはないですか。

そうしたら、4月16日の午前中でもいいですかね。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

仮押さえで、コロナでまた状況が変わったら、また変更させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後に委員会のほうなんですけど、分科会長、委員長報告については正副委員長の一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、全ての予定は終了しましたので、4日間皆さん大変にお疲れさまでした。ご協力いただきましてありがとうございます。

16 : 21 閉議